

吉備高原中央地域

新町建設計画

平成16年3月

吉備高原中央地域合併協議会

目次

第 1 編 基本構想	1
第 1 章 計画策定の基本的な考え方	1
第 1 節 計画策定の目的	1
第 2 節 計画の範囲	2
第 3 節 計画の期間	2
第 4 節 計画の策定方法	2
第 5 節 時代背景	3
第 2 章 本地域の概要	5
第 1 節 自然条件・地理的条件	5
第 2 節 沿革	5
第 3 節 人口・世帯	6
第 4 節 就業及び産業	8
第 5 節 公共的施設	10
第 6 節 交通環境	12
第 7 節 郷土文化	13
第 8 節 広域行政	14
第 3 章 関連計画の概要	15
第 4 章 現在のまちづくりの概要	16
第 5 章 人口推計	23
第 6 章 本地域の合併の意義	25
第 1 節 合併の一般的効果	25
第 2 節 本地域における合併の意義・効果	26
第 3 節 合併で懸念される事項への対応	30
第 7 章 新町の将来像	32
第 8 章 「22 世紀の理想郷 ふるさと 吉備中央町」構想	34
第 1 節 土地利用方針	34
第 2 節 施策の大綱	36
第 3 節 「22 世紀の理想郷 ふるさと 吉備中央町」重点プロジェクト	39
新町将来構想フロー図	45

第2編 基本計画 47

序章 施策体系 47

第1章 住民・地域・行政トライアングルによる地域力の向上 50

第1節 コミュニティ活動の促進 51

第2節 地域間・国際交流の推進 53

第3節 男女共同参画の推進 55

第2章 地域と環境を生かした多様な産業振興 56

第1節 農業立町の推進 57

第2節 多様な産業の展開 60

第3節 観光・交流の活性化 61

第3章 郷土を愛する人材育成・学び環境の形成 63

第1節 子育て環境の充実 64

第2節 青少年健全育成の推進 66

第3節 学校教育の質の向上 67

第4節 生涯学習活動の充実 69

第5節 人権尊重のまちづくり 71

第4章 尊厳を保ち、活力あふれる高齢化社会の構築 72

第1節 支えあう地域づくりの推進 73

第2節 健康づくりの推進 75

第3節 医療環境の充実 77

第4節 福祉サービスの充実 78

第5章	多様な交流を支える基盤の強化	80
第1節	道路・交通体系の充実	81
第2節	情報通信網の整備	83
第3節	定住促進のための住宅政策	84
第6章	環境と共生する生活スタイルの実践	86
第1節	自然環境の保全	87
第2節	生活環境の向上	89
第3節	安全のまちづくり	91
第7章	夢の都市づくり（吉備高原都市の整備）	92
第1節	都市機能の充実	93
第2節	未整備区域の整備促進	95
第3編	計画推進	97
第1章	計画推進体制	97
第1節	協働のまちづくりの推進	97
第2節	効率的な行財政運営	98
第2章	公共的施設の適正配置	100
第3章	財政計画	101

第1編 基本構想

第1章 計画策定の基本的な考え方

第1節 計画策定の目的

約40年間続いた成長時代から、わが国は豊かな成熟時代への転換を迎えるとともに、バブル崩壊と世界的な産業再編に直面し、地域づくりの面でも大きな転換期を迎えています。

物から心への生活価値観の変化、生活の質の追求、女性の社会進出、自然志向、知識・文化志向、個人志向から新たな社会志向への動きなど、多様で豊かな生活・文化の動きが見られる一方、地球温暖化などの環境問題の深刻化、国際化の急速な進行と国内産業（農林漁業、製造業等）の空洞化、デフレ不況への移行と国の財政悪化、人口の大都市集中と地方の過疎化、就業人口・若年人口の減少と高齢化の進行、出生率の低下とやがて迎える総人口の減少など、大きく社会・経済・生活・文化は変化・変容しています。

このような中で、市町村行政は構造改革の推進、肥大化した公共投資の削減、地方分権の推進など、大きな転換期を迎えており、国では、①地方分権の推進、②多様化する住民ニーズへの対応、③生活圏の広域化への対応、という3つの観点から市町村の合併を推進しています。

加茂川町と賀陽町の両町は昭和50年の吉備高原都市建設基本構想策定以来、吉備高原都市を中心に合併を視野に入れつつ大きく羽ばたくことを夢見ながら、ともに手を携えて歩んできました。そして本格的な地方分権社会を迎えた今日、長期的な展望に立った発展をめざして、合併に向けて新たな一歩を踏み出しました。

本計画は、両町の合併による新町建設を総合的・効率的に推進することを目的に、両町の一体性の速やかな確保及び住民福祉の向上などを図り、新町の均衡ある発展に資するものとします。

なお、本計画は「基本構想」と「基本計画」で構成しています。

「基本構想」は、新町の将来像とともに、新しいまちづくりの方向性を示すものであり、建設計画のグランドデザイン（全体計画）として位置付けられるものです。

「基本計画」は「基本構想」の実現に向けて、住民福祉の向上と新町の均衡ある発展に資する推進事業、公共的施設の適正配置、財政計画などを明らかにするものです。

第2節 計画の範囲

本計画の範囲は、吉備高原中央地域合併協議会を構成する加茂川町・賀陽町とします。

第3節 計画の期間

本計画の期間は、合併から10年間とします。



第4節 計画の策定方法

本計画は、両町の総合計画をはじめ、国・県などの上位計画等を踏まえながら、吉備高原中央地域合併協議会で検討を行い、策定したものです。

第5節 時代背景

1 成熟社会への転換

少子化が進み、わが国の生産年齢人口（15～64歳）は平成7年をピークに減少し、総人口は平成18年頃をピークに減少に向かうと予想されています。また、18歳の若者は平成2年の200万人時代から、平成22年には120万人に減少すると推測され、高齢化が急速に進行しています。

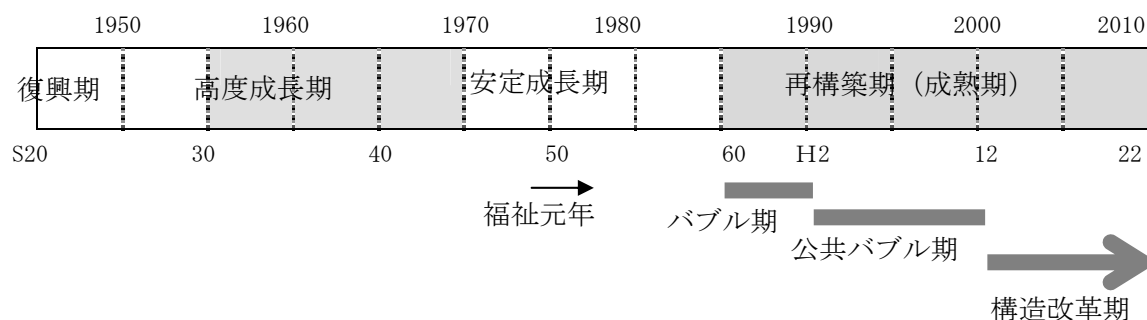
成長時代から成熟時代への転換に伴い、量から質への消費の転換、時間消費・環境消費へより一層関心が高まり、家庭や地域社会での生活の重視、多様で質の高い中高年文化の熟成、安心して高齢期を過ごせる年金・医療・介護体制の充実などが求められており、このような住民ニーズの変化に対応した、より質の高い行政サービスの提供やまちづくりの推進が求められています。

2 地域産業の再構築

農林水産物等の輸入増加と製造業の海外進出、金融ビッグバンの到来など、国際競争の激化と国内産業の空洞化、バブル経済の清算遅れと不況の長期化、情報化の急速な進展、経済構造改革の推進などに対応し、成熟社会における人々の高度化・多様化したニーズに応える生活密着型の地域産業や観光産業の育成、観光と連携した地域産業の振興と国際競争力の強化、生活・地域産業密着型の公共投資への転換などが求められています。

また、従来型の産業政策からさらに進んだ取り組みを行うために、優秀な人材を集中した推進体制の整備や戦略的な事業への重点投資などが求められています。

【成熟期への移行が求められる日本経済】



3 地球規模の環境共生

国際的な人・物・情報・文化の交流・移動はますますその範囲とスピードを増し、また、世界的規模での産業の再編が進むとともに、地球温暖化、オゾン層破壊、熱帯雨林の減少、砂漠化の進行など、地球規模での環境悪化に対する国際的な連携が求められています。

私たちが先人から受け継いだ豊かで美しい自然環境の保全に向けて、生物多様性の維持と環境共生型社会の実現が求められています。

4 効率的・効果的な行財政運営

住民に身近な行政の権限をできる限り地方自治体に移し、地域の創意工夫による行政運営を推進できるようにする地方分権の推進と、産業構造の変化と長期化する不況に対応した行政構造改革が求められています。

地域経済再構築の取り組みをさらに強力に推進するとともに、効率的な行財政運営に向けて、行政評価に基づく施策・事務事業の見直し、とりわけ開発中心から維持・更新重視への公共投資政策の転換、職員の意欲・専門知識・技術の向上、横断的な連携強化が求められるとともに、周辺市町村との連携強化に取り組んでいくことが求められています。

第2章 本地域の概要

第1節 自然条件・地理的条件

吉備高原中央地域合併協議会を構成する両町は、岡山県の中央に位置し、南は岡山市、総社市、西は高梁市に隣接しています。総面積は2町とも同程度で、両町合わせて268.73km²です。

本地域の地形は標高200～500メートルの高原地帯です。比較的平坦な地域が広がっており、加茂川町は中国山地と南部平野の中間にあたり、旭川水系の宇甘川と豊岡川が谷間を縫うように流れています。賀陽町は北端に太平山（697m）、中央に大和山（608m）を主峰とする連山に囲まれて、小河川が四方に分流しています。

この一帯は昔から吉備高原と呼ばれている一角にあることから、両町にまたがる地域に西日本の保健・福祉・文化のセンターづくりをめざす吉備高原都市の名称にもなっています。気候は、やや内陸性で県南部と比較して冷涼な地域です。

第2節 沿革

加茂川町は、昭和7年に加茂村、福山村、吉備郡菅谷村が合併し津賀村となり、同28年に江与味村のうち大字杉谷、栗井谷が新山村に編入され、昭和30年に津賀村、円城村、長田村、豊岡村、新山村の5か村が合併して加茂川町となり現在に至っています。

賀陽町は、明治22年の市町村制施行によって、上竹荘村（有津井村・納地村）、豊野村（豊野村・稔村）、下竹荘村（黒土村・田土村・湯山村）、吉川村（吉川村・黒山村）と吉備郡大和村（北村・岨谷村・宮地村・西村）となり、昭和30年にこれら5か村が合併して賀陽町となりました。そして、昭和45年5月1日、佐与谷地区が高梁市に編入合併され、現在に至っています。

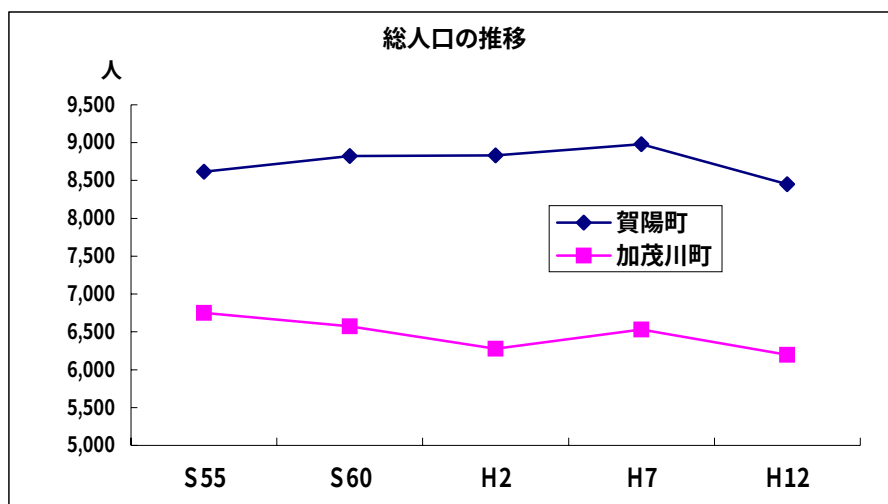
第3節 人口・世帯

ここ20年間の総人口は、加茂川町は6,000人台、賀陽町は8,000人台で推移しています。吉備高原都市の建設等の影響から増加する時期もありましたが、全体的に見れば徐々に減少傾向にあります。平成12年国勢調査では、両町合計で14,651人です。

長寿化と少子化の進行に伴い急速に高齢化が進んでいる国と同様、両町ともに高齢化が進展しています。加茂川町の高齢化は、これまで賀陽町よりも5年早く進んでいましたが、この5年間で賀陽町の高齢化が急速に進み、平成12年の高齢化率は両町ともに33.6%となりました。年少人口率は賀陽町が、生産年齢人口率は加茂川町がそれぞれを若干ながら上回っています。しかし、全体で見れば若年層は減少傾向にあります。

世帯数及び一世帯あたり人数は、賀陽町が若干上回っていますが、近年は両町ともに世帯数の減少、一世帯あたり人数の低下といった、同様の傾向が現れています。

【人口推移】（国勢調査）



加茂川町		S55	S60	H2	H7	H12
総人口		6,750	6,572	6,278	6,529	6,199
人	0-14 歳	1,035	967	882	797	733
	15-64 歳	4,292	4,043	3,617	3,726	3,384
	65 歳以上	1,423	1,562	1,779	2,006	2,082
%	0-14 歳	15.3	14.7	14.0	12.2	11.8
	15-64 歳	63.6	61.5	57.6	57.1	54.6
	65 歳以上	21.1	23.8	28.3	30.7	33.6
総世帯数		2,094	2,051	2,022	2,054	2,016
一世帯あたり人数		3.22	3.20	3.11	3.18	3.07

賀陽町		S55	S60	H2	H7	H12
総人口		8,616	8,824	8,833	8,978	8,452
人	0-14 歳	1,539	1,619	1,527	1,419	1,154
	15-64 歳	5,405	5,276	5,124	4,987	4,454
	65 歳以上	1,672	1,929	2,182	2,572	2,844
%	0-14 歳	17.9	18.3	17.3	15.8	13.7
	15-64 歳	62.7	59.8	58.0	55.5	52.7
	65 歳以上	19.4	21.9	24.7	28.6	33.6
総世帯数		2,331	2,324	2,408	2,636	2,535
一世帯あたり人数		3.70	3.80	3.67	3.41	3.33

合計		S55	S60	H2	H7	H12
総人口		15,366	15,396	15,111	15,507	14,651
人	0-14 歳	2,574	2,586	2,409	2,216	1,887
	15-64 歳	9,697	9,319	8,741	8,713	7,838
	65 歳以上	3,095	3,491	3,961	4,578	4,926
%	0-14 歳	16.8	16.8	15.9	14.3	12.9
	15-64 歳	63.1	60.5	57.9	56.2	53.5
	65 歳以上	20.1	22.7	26.2	29.5	33.6
総世帯数		4,425	4,375	4,430	4,690	4,551
一世帯あたり人数		3.47	3.52	3.41	3.31	3.22

第4節 就業及び産業

1 就業

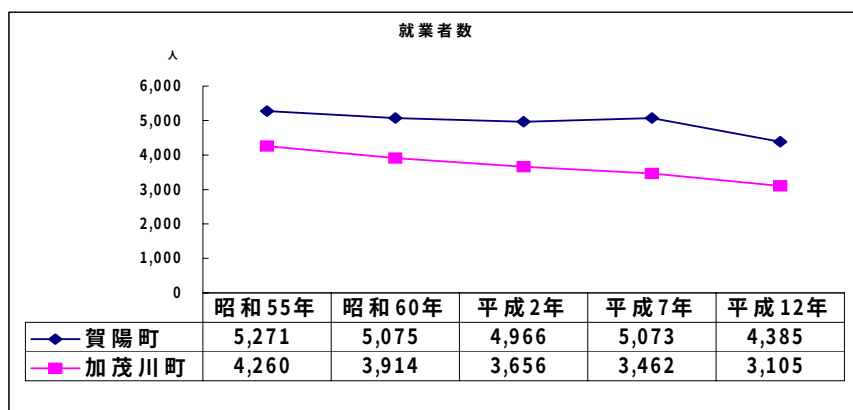
加茂川町の就業者数は年々減少しています。平成12年現在の産業分類別人数は、1位は農業818人（26.3%）、2位は製造業691人（22.3%）です。

賀陽町の就業者数は、これまでのほぼ横ばいで推移していましたが、ここ5年間で建設業や製造業の第2次産業の就業者数が30%近く減少した影響から大きく減少しました。平成12年現在の産業分類別人数は、1位は農業1,159人（26.4%）、2位はサービス業1,154人（26.3%）です。

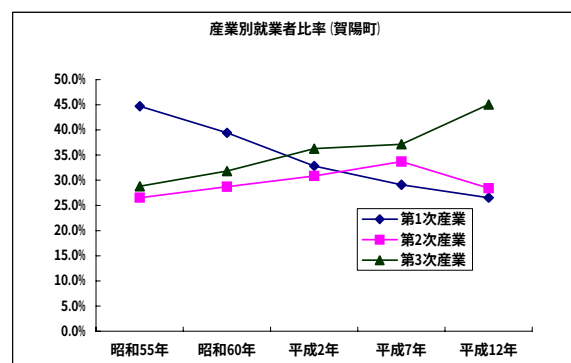
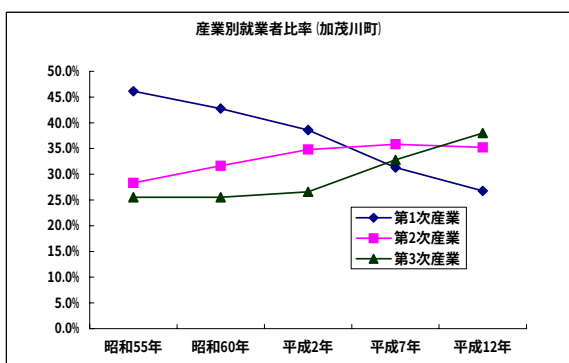
就業動向に関しては、両町ともに同様の傾向をみせています。産業別就業者比率の推移をみると、第1次産業は漸減、第2次産業は上昇から横ばいあるいは低下、第3次産業は漸増となっています。

両町ともに農業従事者が就業者数の1/4を占めていますが、全体ではサービス業が就業の中心になりつつあります。

【就業者数の推移】（国勢調査）



【産業別就業者比率の推移】（国勢調査）



2 産業

加茂川町の産業の中心である農業は、基盤となる水田のほ場整備がおおむね完了しています。農業生産は水稻を中心に、生乳・ブロイラー・花き栽培などが主となっています。農家などで構成する農業集団や（財）加茂川町せんたろう公社と連携し、農業振興を図っています。特に、村づくり団体による「百姓王国」や、観光体験牧場への転換を進めている「ストックファーム」など、体験型観光農業による活力あふれる農村地域を創出しています。

商業は、核となる商業地域がなく、食料品、日用雑貨を中心とした個人経営の小規模店舗が町内に分散しており、岡山市や総社市などの郊外大型店舗へと消費者が流出している状況です。

工業は、工業用ゴム製品の製造や電気機械器具製造工場のほか、中小事業所が立地しています。吉備高原都市内へ県営工場用地12区画（加茂川町分3区画）が整備・分譲され、2区画・3事業者が操業しています。

主な観光資源は、体験型観光農業のほかにも、吉備清流県立自然公園（宇甘溪、岩倉山）や鳴滝森林公園などの自然体感施設、道の駅「かもがわ円城」や農村滞在宿泊施設「ラーバニスト小森の里」、町内の河川を活用したキャンプ場などを整備しており、自然と農村環境を生かして交流人口の拡大を進めています。

賀陽町の産業の中心である農業は、基盤となる水田のほ場整備が完了しています。水稻を中心に、高原野菜・葉たばこ・酪農・肉用牛肥育が行われ、中でもコシヒカリは県下有数の産地となっています。また、ニューピオーネの生産も伸びています。

さらに農業活性化策として、（財）賀陽町農業公社と連携し農作業の受委託などの支援事業を展開するほか、新規就農者への研修・助成などニューファーマーズ（新規就農者）確保対策事業にも積極的に取り組んでいます。

商業は、日用雑貨を中心とした個人経営の小売店が主となっており、岡山市、高梁市などの周辺都市の大型店舗へ消費者が流出している状況です。

工業は、賀陽工業団地では4区画の内3区画が分譲済みで2事業者が操業しています。また、吉備高原都市内の県営工場用地では12区画（賀陽町分9区画）が整備・分譲され、2事業者が操業しています。

主な観光資源は、まちの持つ歴史と伝統、景観を誇る豪溪（国指定名勝）、体験農園

等があります。また、賀陽インターチェンジに近接した総合交流促進施設「かよう」は、今後、道の駅として整備される予定です。しかし、全体的には、本格的な観光資源となるまでには至っていません。

第5節 公共的施設

本地域にある主な公共・公益施設をみると、町役場2か所、支所2か所、出張所1か所の行政施設、地域活動の拠点として大きな役割を果たしている公民館6か所や地域活動拠点施設（集落センター等含む）5か所などがあります。

文化・運動施設は、加茂川町の「町民体育館」と賀陽町の「ロマン高原かよう総合会館」が整備されているほか、総合運動場や民俗資料館などが両町にあります。

保育・教育施設は、保育園8園、幼稚園4園、小学校9校、中学校4校、高等学校2校です。加茂川町では幼稚園が幼児教育の役割を、賀陽町では保育園が保育の役割をそれぞれ担っています。また、吉備高原都市にある「国立吉備少年自然の家」は、青少年健全育成を図る施設として、県内外を問わず多くの人々に活用されています。

保健・医療施設は、病院2院、職業リハビリテーションセンター1か所、一般開業医9院、歯科医5院、高齢者福祉施設は在宅介護支援センター4か所、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）2か所、介護老人保健施設2か所、老人福祉センター2か所などがあります。

吉備高原都市には、県内にも例のない各種施設が設置されています。中でも、職業リハビリテーションセンター（国）、医療リハビリテーションセンター（国）、授産施設・福祉農園（県ほか）、吉備NC能力開発センター（第3セクター）、吉備松下（第3セクター）といった施設に加えて、介護老人福祉施設（民間）の立地も決まるなど、福祉関連施設が数多くあることは本地域の大きな特徴といえます。

【主な公共的施設】（合併事務局調べ）

区分		加茂川町	賀陽町	合計	備考
官公庁	町役場	1	1	2	
	支所（出張所）	1	2	3	
地域施設	公民館	0	6	6	
	地域活動拠点施設	5	0	5	集落センター等含む
	農村環境改善センター	1	※1	2	※農業振興センター
教育施設	幼稚園	4	0	4	組合立 1
	小学校	4	5	9	組合立 1
	中学校	1	3	4	
	高等学校	1	1	2	県立 1、私立 1
文化・運動施設	町民会館	0	1	1	
	体育館	1	1	2	
	野球場	1	1	2	
	資料館	2	2	4	
	武道館	1	0	1	
保健医療福祉	保育園	※1	7	8	※私立
	老人デイサービスセンター	1	1	2	
	老人福祉センター	1	1	2	

第6節 交通環境

本地域の幹線道路は、賀陽町にあっては、県南総社市と県北新見市を結ぶ主要地方道総社賀陽線及び長屋賀陽線、加茂川町にあっては、県都岡山市と県北を結ぶ南北の幹線国道429号があり、国道484号と主要地方道高梁御津線が両町を結んでいます。

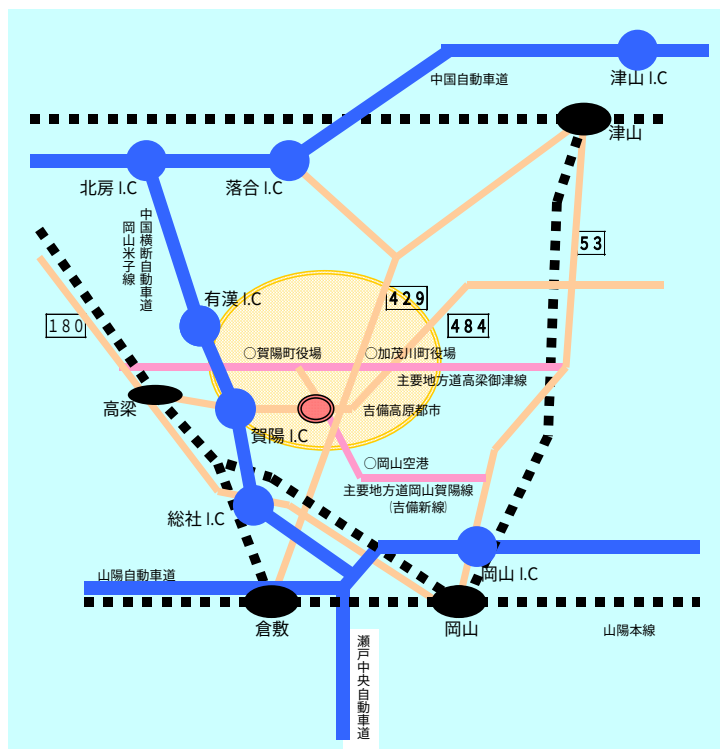
また、主要地方道岡山賀陽線（吉備新線）は、吉備高原都市内にとどまらず、県の中央部と県都岡山市を結ぶアクセス道路として活用されており、これらの幹線を一般県道、広域・ふるさと農道が有機的に補完して、本地域の交通の利便性を飛躍的に向上させています。

また、賀陽町西部を南北に縦断する中国横断自動車道岡山米子線は、日本海から太平洋を結ぶ西日本の高速広域交通網の中央にあって中四国や近畿への近接性を飛躍的に向上させています。さらに、岡山空港は本地域から車で約30分の距離にあるなど、広域交通網のインフラ整備は、他の地域に類を見ないものとなっています。

公共交通機関は、路線バスのみで、中鉄バス、総社バス、備北バスにより運行され、周辺の岡山空港、岡山市、総社市、高梁市と結ばれています。

このように、本地域の交通環境は一部に道路の未整備箇所が残るものの、おおむね整備されており、車を主とした良好な交通環境が整っています。

【交通体系図】



第7節 郷土文化

加茂川町には、県指定文化財（4件）のほか、昔の庄屋をそのまま残した片山邸に所蔵されている雲版をはじめとする町指定文化財（42件）があり、また賀陽町には、妙本寺番神堂（国指定重要文化財）に代表される建造物などの歴史的文化遺産や文化財（国指定4件・登録1件、県指定9件、町指定59件）があります。また、両町ともに民俗資料館を整備しており、これらの遺産を大切に守り育てる地域の人々の保存努力と相まって、歴史的、文化的な風土を今に伝えています。特に、岡山県の重要無形民俗文化財に指定されている加茂川町の加茂大祭と賀陽町の吉川八幡宮当番祭は県下3大祭りの内の2つに数えられ、また、同じく文化財に指定されている川合神社の夏祭りのだしをはじめ多くの伝統的行事も、郷土文化の誇りとして幾世代にもわたって大切に守り伝えられています。

このように、両町それぞれに守り伝えられる独自の文化があります。しかし両町ともに、季節や農作業の節目に行われてきた数々の伝統行事を伝承する機会も減少してきている状況にあり、郷土の文化を後世に伝えるという課題が残されています。

第8節 広域行政

吉備高原都市を中心とした上・下水道と学校事務に関しては、両町により設立した組合等で運営しています。

そのほかの広域行政として、加茂川町は、ごみ、し尿、介護保険認定審査について御津郡を中心とした広域連携で、賀陽町は、ごみ、し尿、消防、介護保険認定審査、農業共済などについて高梁市を中心とした広域連携、あるいは委託によって行っています。

【広域連携一覧】（合併事務局調べ）

名称	事業概要	関係市町村										
		加茂川町	賀陽町	御津町	建部町	久米南町	高梁市	有漢町	北房町	成羽町	川上町	備中町
吉備高原水道企業団	上水道	○	○									
吉備高原下水道組合	下水道	○	○									
吉備高原都市学校事務組合	幼稚園・小学校	○	○									
高上川農業共済事務組合	広域事務		○				○	○	○	○	○	○
高梁地域介護認定審査会	認定審査		○				○	○	○	○	○	○
高梁広域事務組合	ごみ・し尿		○				○	○		○	○	○
消防・救急事務委託	消防・救急		○				○	○		○	○	○
御津・加茂川環境施設組合	ごみ	○		○								
旭川中部衛生施設組合	し尿	○		○	○	○						
御津郡介護認定審査会	認定審査	○		○	○							

第3章 関連計画の概要

1 「21世紀の国土のグランドデザイン」（国）

国は、平成10年に現在の一極一軸型の国土構造から多軸型の国土構造への転換を長期構想とする「21世紀の国土のグランドデザイン」を提示しました。これからの地域整備は「自立」と「相互補完」に基づくより水平的なネットワーク構造へと転換すること、自然環境を保全、回復する機能、新しい文化と生活様式を創造する機能を兼ね備えた多様性のある地域づくりを志向しています。

2 「新世紀おかやま夢づくりプラン」（岡山県）

岡山県は、平成18年度までの5年間に於いて、新世紀おかやまがめざすべき具体的な社会の姿と、重点的に取り組むべき事業を明らかにした「新世紀おかやま夢づくりプラン」を平成14年3月に策定しました。

このプランでは、「ハート・アクティブおかやま～活力に満ち『心』通う郷土（ふるさと）づくり～」を目標に、IT物流先進県、国際交流、国際貢献先進県としての取り組みを拡大しながら、明日の我が国を担う人材をしっかりと育て、大きく伸ばすための教育や人づくり、「心」の充足感に的確に応えられる福祉・環境分野での施策、岡山県のポテンシャル（潜在能力）を生かした産業の活性化と就労環境の整備を促進することとしています。

第4章 現在のまちづくりの概要

両町が、現在、そして将来に向けて、どのようなまちづくりを目指しているのかを、町政の最上位計画にあたる総合計画から明らかにします。

1 町の将来像

両町の総合計画に示されている将来像としては、恵まれた自然環境を背景に、住民一人ひとりの人権が尊重される中で、住民が主役として、あるいは住民と行政が協働して、その個性と能力を十分に発揮した地域づくりとまちづくりを目指しており、両町の将来像はほぼ共通するものといえます。基本施策・基本目標もほぼ共通していることから、新町では、推進施策をより加速させることができると考えられます。

吉備高原都市については、平成14年3月に県でまとめた「今後の整備のあり方」で、「様々なライフステージ（年齢の各段階）において、質の高い生活を実現できるライフスタイル（暮らし方や生き方）を提案し、近未来を体験できる都市」の創造を掲げています。

【総合計画】

- | | |
|----------------------|------------------|
| ○加茂川町：「かもがわ 新世紀プラン」 | （計画期間 平成15～24年度） |
| ○賀陽町：「ロマン高原かよう21プラン」 | （計画期間 平成9～18年度） |

	加茂川町	賀陽町
将来像	【長期目標】 ふるさとに出会えるまち・加茂川 ー優しさ・気配り・思いやりの心をもったまちづくりー	【基本理念】 人が輝き地域が際立つ ロマン高原かようの創造
考え方 (抜粋)	本計画においてはハード重視からソフト重視への転換、行政主導から住民主導あるいは住民と行政の協働によるまちづくりへの転換等を進め、快適で健康なまちの実現、心豊かなまちの確立、活力あるまちの再生を重点的にめざします。 【人と自然 ともに輝く共生のまち】 【人と文化 集いふれあう創造のまち】 【人と人 みんなできずく活力のまち】	住民一人ひとりの個性を尊重し、すべての住民が生きがいを持って安心して生活できるためには、本町の豊かな自然と特性を生かし、個性豊かな魅力あるまちづくりを図る必要があります。 「人が輝き」は賀陽町に住む一人ひとりが個性と人権を尊重され、生き生きと暮らしていけること、「地域が際立つ」はそれぞれのコミュニティが活発な活動を展開し、地域が持つ特性をより磨いていくとともに、町全体のアイデンティティを際立たせていくことです。これらの活動を通じ、名実ともに、高原文化のまち「ロマン高原かよう」を創造します。

2 都市基盤・定住促進

両町ともに、住宅地の確保や公営住宅の整備、周辺地域とのアクセス道整備、高度情報化社会に対応する情報基盤整備など、周辺都市との生活環境の格差の是正と時間距離の短縮を図り、県南地域の居住地としての機能強化と住みよさの追求による、定住促進を図っています。

新しいまちづくりにおいても、地域の立地や特性を生かして、地域イメージの向上や効果的な財政投入、広域幹線道路網の整備促進など、合併効果を最大限に生かした、定住を促進する施策が必要と考えられます。

【重点施策】（総合計画）

加茂川町	賀陽町
若者定住のまちづくりプロジェクト （重点施策 1）	人と自然にやさしいまちづくりプロジェクト （重点施策 1）
・ 若者向け住宅・宅地の整備と持家促進支援制度の確立 ・ 岡山市をはじめとする各主要都市への道路整備の促進とバス便の充実 ・ 商業拠点地の形成と中心市街地機能の整備確立 ・ 行政、公共施設、住民世帯を結ぶ全町的情報ネットワークの形成	・ 町内ネットワークの整備、中国横断自動車道岡山米子線へのアクセス道整備 ・ 県道高梁御津線のバイパス整備 ・ 地区ごとの拠点公園整備 ・ 誰にも住みやすい公営住宅の建設 ・ 消防署（分駐所）の整備による救急体制の確立 ・ 高齢者や障害者にやさしい公共施設・道路の整備

3 生活環境

本地域では、標高や水系などの自然条件から水道水源の確保が長年の課題となってきましたが、賀陽町では竹谷ダムの整備、加茂川町では河平ダムの整備がそれぞれ進められており、また、既存の水道水源を含めた広域水源ネットワークの構築により、必要な水の安定供給が可能となります。

他方、省資源化やリサイクル運動、下水処理施設の整備などは、居住環境として必須の要素として、両町では重点施策として取り組んでいます。

新しいまちづくりにおいても、生活環境の向上を一層推進することが必要と考えられることから、各地域でのエコライフの実践を促進するとともに、新たなごみ処理体制の構築や下水処理施設の継続的整備を検討する必要があります。

【重点施策】（総合計画）

加茂川町	賀陽町
循環型社会形成プロジェクト（重点施策 5）	人と自然にやさしいまちづくりプロジェクト（重点施策 1）
・ 地域ぐるみのリサイクル活動エコライフ実践活動の展開 ・ 循環型農業の展開と有機農業の拡充支援 ・ 地域に適合した下水処理施設の一層の整備促進 ・ 不法投棄の防止対策の充実とごみ処理施設の更新の促進 ・ 学校教育、生涯学習活動における環境学習機会の拡充	・ 環境宣言の実施、環境基本計画の策定 ・ 水源の確保、簡易水道事業の促進など全町水道化の推進 ・ ごみ減量化・リサイクル運動の展開 ・ 下水道等の整備

【参考】

区分	加茂川町	賀陽町	岡山県平均
污水处理施設整備率	32.6%	36.2%	59.1%
水道普及率	93.6%	91.5%	97.7%
ごみ衛生処理率	47.0%	33.2%	74.9%

※污水处理施設：下水道、農業集落排水施設等、合併処理浄化槽、コミュニティ・プラント

（污水处理施設整備率、水道普及率は平成 13 年度末現在、ごみ衛生処理率は平成 12 年度末現在）

ごみ衛生処理率の算出方法：ごみ衛生処理量÷ごみ年間総排出量×100
ごみ衛生処理とは、焼却処理と高速堆肥化処理のこと

4 保健・医療・福祉環境

両町とも長寿化が進み高齢者が増加するという状況の中、両町の高齢者保健福祉施策の考え方は、健康寿命を伸ばし、高齢者も社会を支える重要な一員としての役割を担うことを支援するという点、さらに要介護高齢者ができる限り住み慣れた地域で生活を維持できるよう、介護保険をはじめとする保健・医療・福祉の連携を図るという点で共通しています。一方、両町とも10歳未満の子どもの数が、ここ20年間、減りつづけていることから、子育て環境の拡充を進めることを重点施策に掲げている点も共通しています。

両町の違いもあります。介護保険の運営体制や福祉施設の整備状況、また、加茂川町は幼稚園、賀陽町は保育園で子育て支援を行っている点も特徴的です。

しかし、保健福祉施策の基本となる考え方は、一人ひとりの健康増進、在宅生活への支援、子育て支援などで共通しており、合併後も継続して推進していくことができます。また、例えば近年の幼保一体化という流れから、双方の教育・保育内容をすり合わせることも十分に可能です。協調と和合の精神を持って、住民のため、これからのまちのために、新町としての制度や組織を新たに構築していくことが求められます。

また、吉備高原都市には医療リハビリテーションセンター、職業リハビリテーションセンター、NC能力開発センター、授産施設など、国や県などの各種保健・医療・福祉施設も設置されていることから、これら貴重な地域資源の活用も考える必要があります。

医療体制をみると、加茂川町では一般開業医5院、賀陽町では病院2院と一般開業医4院などがあり、それぞれ診療を行っていますが、医療機関の設置状況や運営体制、あるいは救急医療体制に違いが見られることから、合併に伴い関係機関の連携体制を確立し、安心の環境づくりも重要となります。

【重点施策】（総合計画）

加茂川町	賀陽町
人生百年はつらつ健康のまちづくりプロジェクト （重点施策 3） 子育て・子どもにやさしいまちづくりプロジェクト （重点施策 4）	生きがいと安心感のある保健・福祉づくりプロジェクト（重点施策 2）
・ 医療・保健・福祉が連携するふれあい健康福祉事業や介護予防事業の多様な展開 ・ 子育て支援ネットワークの確立 ・ 子どもの遊び場の整備充実 ・ 幼稚園・福祉センター等における子育て支援事業の充実 ・ 男女共同参画意識啓発のための学校教育・生涯学習活動の充実	・ 特別養護老人ホームの拡充 ・ 在宅福祉サービスの拡充 ・ 保健福祉に関する人材の育成・確保 ・ 保育機能の拡充

5 生涯学習・地域活動

両町の生涯学習・生涯スポーツの環境整備は、規模や設備に違いはあるものの、野球場、グラウンド、体育館、テニスコートなどが整備されています。賀陽町には大規模なホールを備えた総合会館も整備されています。また、加茂川町では各地区毎の地域活動拠点施設、賀陽町では6つの公民館などを拠点に、活発な地域自治活動、地域コミュニティ活動が行われています。

少子高齢化社会の進展、また、生活様式の急激な変化の中で隣近所の相互扶助精神が希薄化している今日、ボランティア活動や地域の中での支えあい活動はまちづくりにおいて重要な要素であり、両町は、それらを実践する人材やグループの育成を重要施策として掲げています。

これまで両町で培われた地域活動の一層の活性化を図りながら、それらを基礎とした新しいまちづくりにおける人材育成の推進や地域の活性化促進、既存施設を活用した生涯学習環境の充実などを進めることが必要となります。

【重点施策】（総合計画）

加茂川町	賀陽町
ふるさとリーダー人おこしプロジェクト（重点施策2） 人生百年はつらつ健康のまちづくりプロジェクト（重点施策3）	輝く爽やかな人づくりプロジェクト（重点施策3）
・ 住民主導のまちづくりグループへの支援・助成制度の拡充 ・ 住民主導の地域間交流・国際交流活動や文化イベント活動等への支援の充実 ・ 学校教育・生涯学習におけるふるさと学習・地域産業体験学習の充実 ・ 生涯学習センター施設の整備 ・ 「人生百年」の啓発事業の推進とシルバーボランティア活動への支援の強化 ・ 全町ボランティア組織の育成と見守りネットワーク事業の拡充 ・ 各集落等を単位とする自主的健康づくり事業活動の充実促進 ・ ふれあいコミュニティネットワークづくりの推進	・ 生涯学習推進大綱の策定 ・ 歴史民俗資料館の整備 ・ 図書館の整備 ・ 総合運動公園の整備 ・ 総合会館の運営の充実 ・ ボランティアネットワークの形成 ・ 生涯学習リーダーの育成

6 産業振興

両町の産業は、ともに農業を基幹産業として位置付け、稲作を中心に白菜やニューピオーネなどブランドとなっている農産物を生産しています。さらには、加茂川町の百姓王国やストックファーム、賀陽町の総合交流促進施設に代表される農業体験（グリーンツーリズム）などの農業体験型観光を含めて、農業を柱としたまちづくり＝“農業立町”をめざしています。

企業誘致では、中国横断自動車道岡山米子線賀陽インターチェンジに隣接する賀陽工業団地や、吉備高原都市内にある研究産業区・工場公園など、立地条件に優れた環境が整っています。

産業振興は、新しいまちづくりによるメリットが多い分野です。例えば、合併により新しく幅広い交流と連携が図れることで“農業立町”が加速されと考えられます。

また、合併によるイメージアップや便数の充実が進められている岡山空港との近接性などによって、企業誘致につなげることができます。さらには、県内3大祭りの2つ（加茂大祭と吉川八幡宮当番祭）、吉備高原都市の国立吉備少年自然の家や加茂川町のキャンプ場など、自然、歴史、文化を資源として活用することも考えられます。

これらを通じて、合併効果を肌で感じることで、元気なまちづくりを進めることが大切なこととなります。

【重点施策】（総合計画）

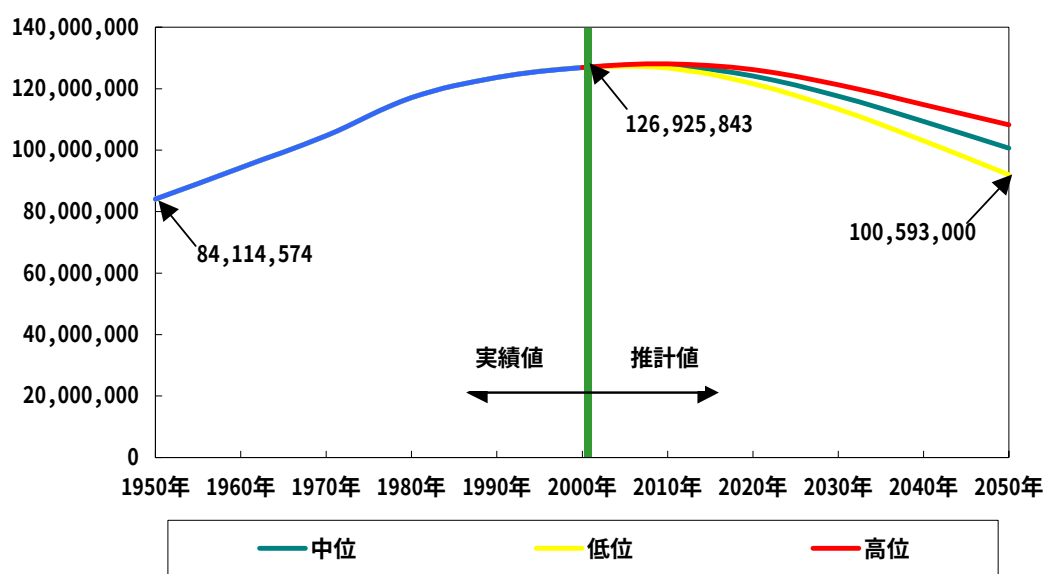
加茂川町	賀陽町
滞在型体験農業交流拠点のまちづくりプロジェクト（重点施策 6）	新しい時代の産業づくりプロジェクト（重点施策 4）
・ 全町的な体験農業交流コンセプトの設定とこれに基づく既存施設・宿泊施設の再整備、ネットワーク化の推進 ・ 多様な交流イベント・体験農業交流事業の実施 ・ 特産品の開発や朝市・直売所の拡充・新設など観光農業等の展開	・ 特定品目による産地化の推進 ・ 施設型農業の導入 ・ 家畜排泄物処理施設の整備 ・ 体験農園・観光農園の整備 ・ 道の駅の整備と情報発信機能の拡充 ・ 賀陽インターチェンジ 周辺への新市街地の誘導 ・ 町観光協会の充実 ・ 優良企業の誘致

第5章 人口推計

1 国

国の総人口は、平成18年頃をピークに、減少に転ずると予測されています。平成26年には戦後生まれの人口規模の大きな世代が高齢期に達し、国民の4人に1人が65歳以上となる超高齢社会を迎えると考えられています。

【国の人口推計】（国立社会保障・人口問題研究所／平成14年1月中位推計）



2 本地域

平成2年と12年の国勢調査（年齢別・性别人数）を基礎データとして推計すると、本地域の総人口は年々減少していくと予測されます。

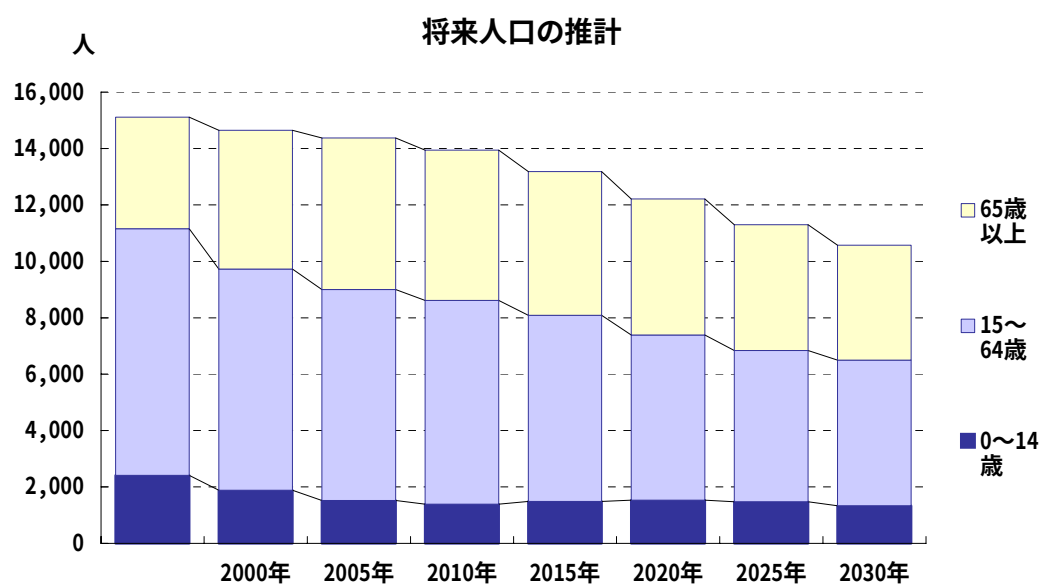
年代別でみると、年少人口は減少と増加を繰り返します。生産年齢人口は減少が続き、30年間で現在の7割程度となります。高齢者人口はしばらく増加した後、徐々に減少していくと予測されます。

これはあくまでもこれまでの人口推移を基礎とした推計ですが、国の総人口も減少に転じることを考え合わせた場合、人口の極端な増加を前提とした将来像を描くことは難しい状況と考えられます。

しかし、本地域では、この推計には考慮していない要因として、吉備高原都市の宅地分譲や公営住宅の整備、あるいは政策的に進められる企業誘致や新規就農者支援事業などによる人口増加要因があり、さらに、新規転入者が集まるような魅力的なまちづくりを推進することで、人口の減少を抑制、あるいは増加に転じさせることも充分可能であると考えられます。

このような推計及び地域の可能性を踏まえた上で、本地域の将来像を描くことが必要です。

【人口推計】（コーホート要因法による推計）



	1990年 (平成2年)	2000年 (平成12年)	2005年 (平成17年)	2010年 (平成22年)	2015年 (平成27年)	2020年 (平成32年)	2025年 (平成37年)	2030年 (平成42年)
総 数	15,111	14,651	14,374	13,946	13,179	12,207	11,297	10,572
0～14歳	2,409	1,887	1,516	1,387	1,490	1,535	1,480	1,327
構成比	15.9%	12.9%	10.5%	9.9%	11.3%	12.6%	13.1%	12.6%
15～64歳	8,741	7,838	7,484	7,226	6,593	5,859	5,353	5,167
構成比	57.9%	53.5%	52.1%	51.8%	50.0%	48.0%	47.4%	48.9%
65歳以上	3,961	4,926	5,374	5,333	5,096	4,813	4,464	4,078
構成比	26.2%	33.6%	37.4%	38.2%	38.7%	39.4%	39.5%	38.6%

第6章 本地域の合併の意義

第1節 合併の一般的効果

市町村合併の一般的な効果についてまとめます。

(1) 行財政基盤の強化

- 財政規模が大きくなり、財政基盤の安定が図られます。
- 特別職や議員数の減少、職員の適正配置により人件費の削減ができます。
- 主として間接的経費である議会費や総務費などは、経費の縮減ができます。
- 広域的な公共事業が可能となり、計画的かつ効率的な投資ができます。
- 専門スタッフの養成が容易となり、高度化する行政サービスへの対応が図られます。
- 企画力や政策立案能力の形成など、自治体の経営能力を向上させることができます。
- 職員間の意識の向上、研修の円滑な実施などにより職員のレベルアップが図られます。

(2) 行政サービスの向上・住民負担の軽減

- 多様化、高度化する行政需要に一層対応した行政サービスの提供が可能となります。
- 高齢化が急速に進行する中、多様化する高齢者福祉施策の充実が図られます。
- 行政組織の見直しや充実により、サービスの一元化が図られます。
- 窓口サービスが多くの場所で利用可能となります。
- 地域情報化により、行政への住民参加の促進が図られます。
- 行財政運営の効率化・合理化により生じる財源等で、住民負担の軽減が図られます。

(3) 新しいまちづくりの実現

- 広域的視点から重点的、効率的な投資が可能となります。
- 公共施設の一体的かつ効率的な整備や他の施設への転換が可能となります。
- 重複投資が避けられ、従来に比べて大規模で質の高い施設整備ができます。
- 道路、公園、公共下水道など、生活基盤の整備が計画的に実施できます。
- 文化施設やスポーツ施設などの公共施設の相互利用が可能となります。

第2節 本地域における合併の意義・効果

市町村合併の一般的な効果を踏まえて、地域特性、行財政基盤、時代潮流、地域資源などの視点から、本地域における合併の意義・効果についてまとめます。

1 地域の個性の発揮とイメージアップ

国・県、そして両町ともに、住民を中心とした自立する地域づくり・まちづくりを志向しています。成熟社会といわれるこれからの時代においては、人口規模や経済力といった量的な拡大よりも、まちの個性や魅力を磨き、文化性や快適性なども含めた“豊かさ”という質的な面を向上させることが特に重要になっています。

本地域には恵まれた自然環境、温かい住民や地域の連帯感、日本の原風景を思い出させる景観、近未来都市として大きな発展の可能性を秘めた吉備高原都市をはじめ、数多くの個性が散りばめられています。さらに、県都岡山市と観光拠点の倉敷市に近接していることもあり、これらの個性を重ね合わせて、県南地域にない「暮らしやすい住環境地域」という特長にさらに磨きをかけていく必要があります。

また、地域間競争の時代に突入している今日、その“豊かさ”を感じさせる地域イメージがより重要となっています。合併による、より大きな町の誕生が地域の存在感や「格」の向上、地域のイメージアップにつながり、ひいては企業の進出や定住の促進、国や県の重要プロジェクト誘致などの可能性を大きくします。

このように、本地域の魅力的かつ多様な資源を生かして、時代が求める心の豊かさを実感できる環境と地域イメージを創造するためには、両町がひとつになり、吉備高原都市と一体となったまちづくりに取り組むことが最も効果的であると考えます。

2 時代の要請に対応できる行財政運営の強化

地方分権の進展や行政需要の多様化と高度化など、行政の能力や体力の違いが住民サービスや地域の活性化に大きく影響する時代になりました。そのため、政策立案能力の向上や専門的人材の育成など、行政体制を強化することが必要になっています。

また、独自の施策を展開するためには財政基盤強化が不可欠であり、そのために行財政運営の合理化・効率化を図りながら、同時に効果的な財政投資を行い、新しい産業の振興による財政の安定性の確保や個人所得の拡大に努めることが必要となります。

こうした自治体の新しい役割を果たすためには、両町の職員が結集し、本地域にふさわしい効率的・専門的な組織を構築することが求められています。そのため、両町がひとつの町として取り組んでいくことが最も効果的・効率的であると考えます。

例えば、両町が合併することによって、2つの行政組織を1つにまとめ、無駄を省いた効率的な行政組織への改善、公共的団体の統合や新設が図られることになります。一方で、これから少子化・高齢化が一層進展することが予想される両町において、保健福祉分野や幼児から高齢者までを含めた生涯学習分野における行政ニーズは、ますます高度化・多様化していくことが予想されます。こうした需要の動向に対応するために、効率的な組織への移行によって、同じ分野を担当する両町の職員を住民ニーズの高い分野（例えば福祉部門の増員、専門職員の養成）に重点的に配置することができ、それによってきめ細やかな住民サービスの実施が可能となります。

さらには、合併による財政基盤の強化によって、各分野の積極的な施策推進に取り組むことが出来るようになります。生活環境の向上を図る事業、住民サービスの向上を図る事業、産業振興を図る事業、住民の利便性向上を図る事業などを重点的に推進することで、人々の生活が便利で快適な住みやすい生活環境に改善していくことが可能となります。

3 少子高齢社会への対応

将来的な人口動向は、非常に厳しい状況が予想されています。

総人口の減少は、地域の過疎化を進めまちの活性化に大きな影響を与えることになります。生産年齢人口の減少は、町民税の減収や地域内消費の減少へとつながり、財政的にも地域経済的にも活力低下の要因となります。年少人口の減少は、次代を担う人材育成という点でまちづくりの根幹に関わることとなります。高齢化率の上昇は、福祉や医療面での行政課題を増大させることとなります。

こうした影響を考え、将来のまちの姿を勘案した場合、できる限り早い時期から定住促進による人口減少の抑制と地域の活性化に取り組むことが必要となります。

これまでも両町ともに、住宅の確保や周辺地域とのアクセス道の整備、高度情報化社会に対応する情報基盤整備など、県南地域の居住地としての機能強化と生活環境の整備など“住みよいまちづくり”を進めてきました。そして今後も、一層の定住促進策に取り組むことで、少子化を食い止め、人口の増加基調につなげていくことが期待できます。

例えば、吉備高原都市にある医療福祉関連施設をより一層活用し、保健・医療・福祉環境の充実を図ることは、少子高齢社会における「安心して暮らせるまちづくり」に欠かせないものです。救急医療体制の充実などもそのひとつにあげられます。また、「国立少年自然の家」などの施設や豊かな自然環境を活用し、子ども達一人ひとりの個性と能力を伸ばす教育環境の形成などは、少子化の時代だからこそ重要となります。

このような取り組みには、両町がひとつの町となり、より広い地域で効果的な施策を推進すること、効率的な投資を行うことが、最も重要であると考えます。

4 地域資源の活用の拡大

両町の合併によって、地域資源の一層の活用が図られます。

第一に、活用が期待される両町の資源のひとつに、「吉備高原都市」という個性的な地域があります。ここには先進的な医療・福祉施設や研究施設、学習施設などが整備されています。さらに、優良な宅地分譲や研究産業施設用地などもあり、これからの発展が大いに期待される要因です。

一方で、先進性を地域全体へ生かすような取り組み（例えば教育カリキュラムへの活用、立地企業との連携による新たな起業）も期待できます。

第二に、地域で重複する公共施設について、新たなニーズに対応した仕様に転用することも可能となります。それによって、住民の利便性を損なうことなく公共施設の一層の活用が期待でき、また、重点的な財政投入による施設整備も考えられるなど、住民の生活環境の向上が可能となります。ただし、両町の場合は、他地域に比べて面積が広いため、公共施設の統廃合や適正配置については、各地区の状況を十分考慮する必要があります。

第三に、交通拠点の一層の活用があります。中国横断自動車道岡山米子線賀陽インターチェンジは中四国や近畿地方と本地域を結ぶ交通の要衝として位置付けられます。インターチェンジ周辺地域は、企業誘致による物流拠点としての整備や、民間活力による新たな商業拠点としての開発（例えばアウトレットモール〈工場直販〉）など、合併で可能となる効果的な財政投資と地域のイメージアップによって、立地条件を最大限に生かす飛躍的な発展が期待できます。

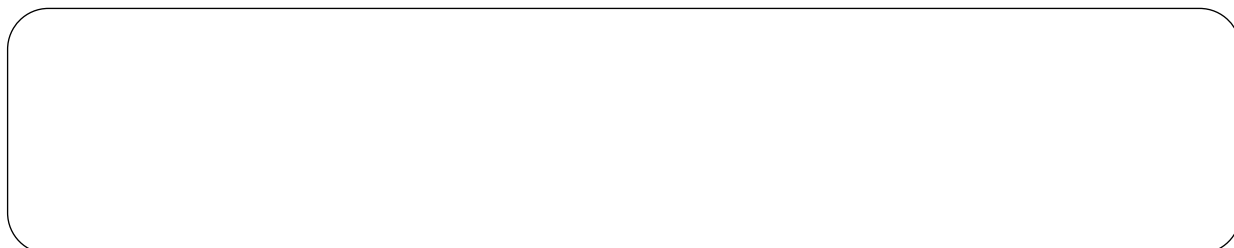
また、中国横断自動車道岡山米子線賀陽インターチェンジを利用して他地域から車で気軽に訪れることができるため、交流人口の拡大、さらには、合併効果による地域のイ

メージアップや住環境が向上した際には、U I J ターン（※ページ下説明参照）による定住促進を加速させる可能性もあります。

もうひとつ重要な拠点は岡山空港です。合併によって地域のイメージアップや様々な交流事業の推進に伴い、岡山空港を活用した国内外との活発な交流が期待できます。さらに、岡山県のFAZ（Foreign Access Zone：輸入促進地域の略）の中核施設である航空貨物ターミナルは、本地域を国際的な物流ネットワークに組み入れる可能性を秘めており、合併効果による積極的な産業振興策によって、国際的な企業の誘致や特産品の流通販路の拡大なども期待できます。

第四に、活発な地域活動があります。合併によって、交流や連携が進むことは、地域活動の活性化につながり、さらには人材の育成や地域全体の活性化などにつながることで大いに期待できます。

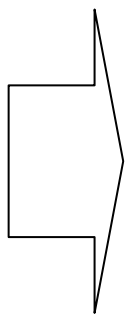
このように、地域資源をより生かすような取り組みを実施するためには、合併効果による効率的な投資が必要と考えます。



第3節 合併で懸念される事項への対応

市町村合併の際に一般的に指摘されているいくつかの懸念事項について、どのような対応が考えられるかを整理します。

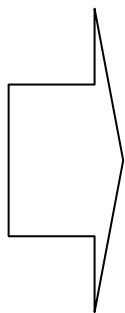
①合併しても中心部だけ良くなり、周辺部が取り残されるのでは。



われていることから、現在でも中心部対周辺部という考え方がそれ程強くないため、このような懸念がでてくることは考えにくいと思います。また、2町という小規模の合併ゆえに、地理的に広範囲にならないこともメリットとなります。

しかし、新町のまちづくりでは、このような懸念がでてこないよう、地域活動を中心としたまちづくりを一層推進するとともに、必要な公共施設についても、まちづくりの長期的な視点から適正な配置を検討することが必要となります。

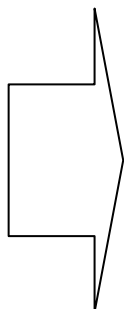
②議員数の減少によって、住民の意見が反映されにくくなるのでは。



の市町村単位ごとに「地域審議会」を設置することができるようになっていきます。

しかし、両町ともこれまで各地域との連携は様々な形で図られており、それらを基礎として、住民や地域の声に耳を傾けることは、新町でも変わらずに行っていくことを考えています。今後は、一層住民が主役となるまちづくりを進めることが、大切であると考えています。

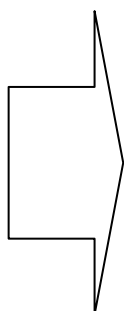
③合併後の役場は1つになることから、役場が遠くなり、不便になるのでは。



合併後もそれまでの役場は、行政サービスの向上が図られるような施設利用に努めるため、窓口サービスは今までと変わりなく受けられます。また、将来的には情報基盤を整備することで、インターネットなどによる申請や証明書等を発行するシステムを導入することにより、地理的な問題は解消できると考えます。

2町という小規模の合併ゆえに、地理的に広範囲にならないこと、両町を結ぶ幹線道路がおおむね整備されていることもメリットとなります。さらに、新たに制定された「地方公共団体の特定の事務の郵政官署における取扱いに関する法律」によって、住民票等の窓口サービスを郵便局でも受けられるようにすることも可能です。

④中長期的に職員数が削減されることにより、行政サービスの低下につながるのでは。



両町の職員数（臨時、教育含む）は、合わせて240人程度です。合併によって、中長期的には適正な規模に削減していくため、このような懸念が生じると考えますが、削減は各種施策の展開や職員構成のバランス等を勘案しながら計画的に行います。

一方、合併により、管理部門などは直接的に職員数の削減が可能となりますが、行政サービスの向上や合併後のまちづくり推進のために増員が必要となる部門もあり、適正な職員配置等を行うことになります。また、専門スタッフの養成・研修や確保も容易となり、高度化・多様化する住民ニーズへの対応が、より一層可能となります。

むしろ、これからは、住民・地域・行政の適切な機能分担による“協働のまちづくり”をめざし、行政の役割もその実現に向けて変革していきます。

第7章 新町の将来像

1 将来イメージ

市町村が合併する目的の多くは、少子高齢化と変革の時代を迎えている社会情勢の中で、地方分権の受け皿として市町村の財政力を強化するために進めている、国の政策に従ったものと考えられます。しかし、私たち両町の合併は、財政力の強化という枠にとどまらない、まちづくりに対する大きな理想を持っています。

本地域は、豊かな自然環境とのどかな田園風景、そして人々の温かさがあり、いうなれば“日本の古き良き心のふるさと”と呼べるような風土を持つ地域です。そして、両町に広がる近未来都市（吉備高原都市）があり、さらには、東アジアに開かれた国際空港（岡山空港）に近接するなど、全国的にも類をみない地域特性を有しています。

私たちはこのような恵まれた環境を最大限に生かして、ふるさとの良さと都市の良さを融合させた、これまでに例をみない、全く新しいまち、新しい生活空間を創りあげていくことをめざします。

同時に、住民一人ひとりが自主・自立精神を発揮し、3代先、4代先の子孫が郷土に誇りを持つような地域づくりを進めていきたいと考えています。

【本地域の将来イメージ】

ふるさと
22世紀の理想郷
吉備中央町

2 まちづくりの方針

新町の歴史がスタートする最初の10年間は、新しいまちづくりにおいて最も重要な時期といえます。そして、両町の合併は「これまでにはない、全く新しいまちを創造するための合併」をめざすものであることから、住民も地域も行政もそれぞれ相当の時間と労力を要することになります。

この10年間は、まちづくりに関わるすべての人が、新しいまちづくりに挑戦する心を持ち、新しいことに出会える感動を共有し、ともに喜ぶことができることが、最も大切なことです。

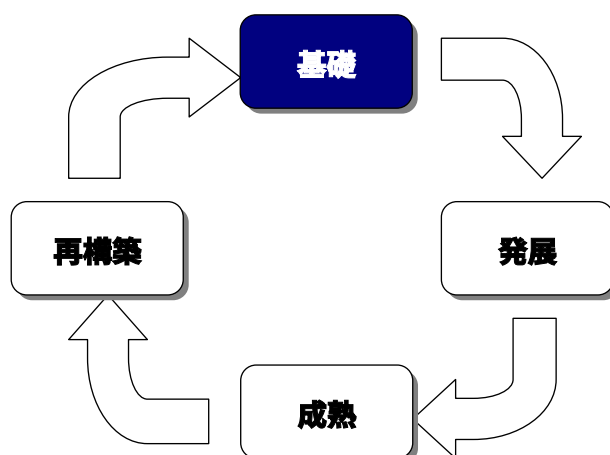
そして、本地域の将来像に向けて着実な一歩を踏み出すためにも、住民・地域・行政が協働して夢のあるまちづくりを進める基礎を創りあげていくことが目標となります。

【まちづくりの方針】

～ともに挑戦、ともに感動、ともに笑顔。

自然と夢のあるまち、ビッグハートタウン吉備中央町～

【まちづくりのサイクル】



第8章 「22世紀の理想郷 吉備中央町」構想

第1節 土地利用方針

【土地利用の考え方】

豊かな自然環境の保全と地域発展との均衡を図る土地利用は、生活環境の最も基礎となるものです。本地域の土地利用の課題として、森林の適正な管理、優良農地の維持管理、農村景観・環境の整備、市街地の整備・充実と集落環境の整備、観光拠点の充実・整備などがあげられます。

両町の土地利用については、ゾーニング（土地利用区分）及び各ゾーニング整備についても多くの点で共通する方針を掲げていることから、両町の土地利用方針を受け継ぎつつ、ひとつの町という観点から見直します。そして、これからの開発・整備・保全にあたっては、国土利用計画法や都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律などの土地利用関連法令に基づく諸制度を適正に運用し、かつ、広域的な視点から公共施設の適正な配置を含めた土地利用、そして、新町の均等な発展に向けた計画的な土地利用に努めます。

【ゾーン別土地利用方針】

（１）居住・生活ゾーン

各集落については、上水道、下水処理施設や生活道をはじめとする生活基盤の整備充実とともに、地域拠点施設・交流施設の機能拡充を進めて、快適で定住性の高い居住環境の形成に努めます。

（２）吉備高原都市ゾーン

住宅地については、引き続き新規入居を促進するとともに、良好な居住環境の形成をめざして商業施設や行政等の都市機能の集積を進めます。工場用地については周辺環境の保全に配慮しつつ企業誘致に努めます。

（３）農業生産ゾーン

ほ場整備による優良農地は、生産基盤としての機能性を高め生産性の向上による農業振興に努めます。また、棚田に代表される農地は、農村景観の保全と多面的機能維持を図るとともに有効活用に努めます。さらに、交流事業と連携を図りながら、農業体験拠

点の整備を進めます。

（４）景観保全・森林空間整備ゾーン

山地部については、無秩序な開発を抑制し、水源かん養や国土保全、野生生物の生息環境などの公益的機能を持つ森林ゾーンの保全を図ります。また、自然環境・景観を保全しつつ、森林資源を利用した緑地空間の整備を行い、人々の交流機会の場として活用していきます。観光施設や景勝地については、住民や観光客が気軽に親しむことのできるよう、適正な規模の施設整備を進めます。

（５）開発ゾーン

工業団地への企業誘致、道の駅「かもがわ円城」や総合交流促進施設「かよう」を中心とした交流ゾーンとしての整備や、中国横断自動車道岡山米子線賀陽インターチェンジ周辺を物流と交流の拠点として充実させるための基盤整備を進めます。

第2節 施策の大綱

1 住民・地域・行政トライアングルによる地域力の向上

これまで両町が進めてきた住民主役のまちづくりは、これからの時代にこそ不可欠であり、まちづくりにおいて最も重要な要素となるものです。

新しいまちづくりでは、人権尊重を基本に、地域の実情に即した社会基盤の整備、交流の促進、地域自治の推進、ボランティア活動の拡充などを図り、住民・地域・行政のトライアングル（協働）による、それぞれの地域力のさらなる向上をめざします。

2 地域と環境を生かした多様な産業振興

産業振興は、地域活力の活性化に欠かせないものです。

新しいまちづくりでは、都市への食の供給基地として安全・新鮮・美味しさを提供する農業を展開するとともに、農業環境の多面的な活用を図り、“農業立町”をめざします。

さらに、合併による地域ブランドイメージの向上による企業誘致、地域資源を活用した体験型観光及び観光資源のネットワーク化、地域に根ざしたコミュニティビジネス（※説明参照）の展開など、地域の持つ力を最大限に活かした多様な産業振興をめざします。

*コミュニティビジネス：

ビジネスの供給と需要が同じ立場で、サービスや情報の提供を行うというビジネス形態。地域の特性や密着性を生かしたコミュニティ雑誌の発行や高齢者などへの宅配サービスなど、住民自らがつくりだしていく生活に密着した事業が展開される。

3 郷土を愛する人材育成・学び環境の形成

郷土を愛する人づくりは、全ての住民の願いであるだけでなく、持続的なまちの発展にとって最も重要なもののひとつといえます。また、生涯にわたって学ぶことができる環境は、心の若さを保つ大切な要素です。

新しいまちづくりでは、歴史的遺産や地域力、自然環境などの地域資源を最大限に活用し、安心できる子育て環境の拡充、環境を生かした特色ある教育の実践、生涯を通じた学習環境の充実を図り、22世紀のまちを支える人づくりをめざします。

4 尊厳を保ち、活力あふれる高齢化社会の構築

どのような高齢化社会をめざすのかは、これからの社会にとって極めて大きな命題です。そこではノーマライゼーション（※説明参照）が重要なキーワードとなります。すでに、吉備高原都市には各種保健・医療・福祉に関する先進施設が設置されています。

新しいまちづくりでは、これら先進施設を十分に活用し、医療体制、生きがいつくり、介護予防、質の高い在宅生活への支援などを進め、一人ひとりができるだけ、社会との関わりの中で暮らすことのできるまちづくりをめざします。

*ノーマライゼーション：

障害を持つ人や適応力の乏しい高齢者の生活を、できうる限り健常者の生活と同じように営めるようにすること。さらに言えば、障害者や高齢者に関わらずあらゆる人が共に住み、共に生活できるような社会を築くことであり、これは、現代の社会福祉において、最も重要な基本理念であるといえる。

5 多様な交流を支える基盤の強化

生活圏の拡大への対応や定住促進にあっては、周辺地域との交流基盤の整備が重要となります。

新しいまちづくりでは、広域幹線道路網の整備、公共交通機関の充実や確保、情報通信基盤の整備を推進し、生活圏の拡大への対応や定住促進をはじめ新たな交流を生み出す交流基盤の強化をめざします。

6 環境と共生する生活スタイルの実践

この恵まれた自然環境を次世代に残す義務が、わたしたちにはあります。そのためには、一人ひとりが環境に対する意識をさらに高め、資源循環型生活（エコライフ）を実践していくことが求められます。

新しいまちづくりでは、環境の大切さをまち全体で共有し、その意識のもとに資源循環型生活の実践への取り組みと、それを支えるごみ処理体制や下水処理施設などの基盤整備を継続的に進め、自然環境と共生するまちづくりをめざします。

7 夢の都市づくり（吉備高原都市の整備）

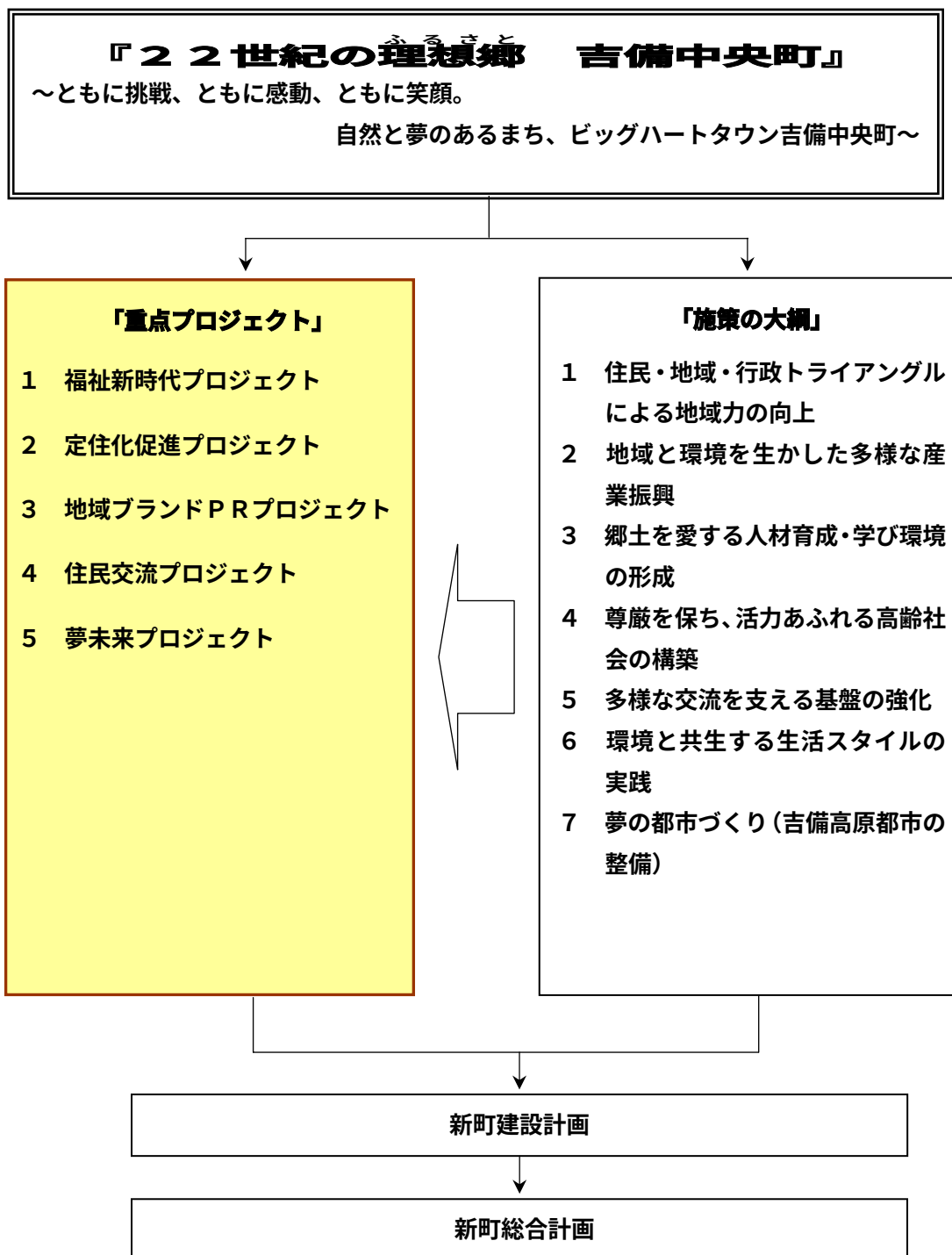
本地域のイメージリーダーとなる吉備高原都市は、宅地分譲の促進、商業施設や行政機関等の集積、研究産業施設用地への企業誘致など進め、都市としての機能充実と快適空間都市づくりに取り組むとともに、立地する各施設との連携を図りながら、吉備高原都市の先進性を地域全体に生かすようなまちづくりをめざします。

また、未整備区域については、新町が主体となって、県をはじめ関係機関へ積極的に働きかけて、早期着手をめざします。

第3節 「22世紀の^{ふるさと}理想郷 吉備中央町」重点プロジェクト

まちの将来像の実現と、地域の発展に大きく寄与する事業については、「重点プロジェクト」として取り組んでいきます。

【重点プロジェクトの位置付け】



1 福祉新時代プロジェクト

少子高齢化時代において、福祉環境の充実は安心して暮らすための必須条件となっています。また、これからの福祉は「支援が必要な方への行政措置」から「すべての人のＱＯＬ（生活の質）を高める社会全体の行動」という考え方に変わりつつあります。

人口の流動化が一層進む時代に、“誕生～成長～成熟～老い”というライフサイクルを地域の中で実現できるよう、先進的な医療福祉機能を活用する新しい福祉環境の構築をめざします。

【推進プロジェクト】

- ①吉備高原都市にある先進的な医療福祉施設と、地域の拠点である保健福祉医療関連施設を結ぶ、「福祉拠点ネットワーク」の構築
(健康・疾病・介護・障害などに関する最先端の情報・技術・知識を新町全体で共有できるような環境整備)
- ②救急医療体制の再構築と、適切な医療サービスを提供する体制の強化
(救急医療体制の見直し、情報共有化や医療機関の連携強化)
- ③ＱＯＬ（生活の質）の向上を社会全体で支援する“ヘルスプロモーション（※）”の考え方に基づく、誕生から高齢までの健康管理への支援
- ④子育て・青少年健全育成における地域支援の拡充
- ⑤保健、医療、福祉、学校、地域、行政関係者等の連携強化。連携推進のためのＮＰＯ法人設立の検討
(「福祉拠点ネットワーク」を地域福祉や地域リハビリテーションに生かすため基盤づくり)
- ⑥すべての分野における“ノーマライゼーション”を取り入れた施策推進

2 定住化促進プロジェクト

本地域の活性化において、働き盛り世代（生産年齢人口）の定住と増加が、命題のひとつとして挙げられます。

定住化促進と転入者の増加に向けて、産業・住環境・福祉・教育といった各分野での積極的な取り組みとともに、効果的な連携を図っていきます。

【推進プロジェクト】

（産業）

- ①ニューファーマー（新規就農者）倍増への取り組み
- ②企業誘致による就労機会の確保
- ③高原環境を生かした新たな起業への取り組み（癒し、アレルギー対策等）

（住環境）

- ④吉備高原都市の新規入居者への支援
- ⑤住宅地開発の推進と定住化への支援
- ⑥下水処理施設などの基盤整備の推進

（保育・教育）

- ⑦幼保一体化による子育て世代への支援
- ⑧心の育成を進める環境教育カリキュラムの充実（自然の家等の活用）

3 地域ブランドPRプロジェクト

「吉備高原都市」や「農業体験」といった地域特性や、自然環境を国内外に積極的にPRし、本地域のイメージアップにつなげると同時に、地域のブランド化を推進します。

【推進プロジェクト】

- ①地域ブランド戦略の立案
- ②戦略に基づく商品の開発及びイメージキャラクターの設定
- ③農林産物の高品質化（新鮮、安全、美味）の推進、消費地域への積極的なPR活動の展開
- ④自然環境資源の多面的な活用による交流人口の拡大
- ⑤地域間交流、国際交流の積極的展開
- ⑥多様なメディアを活用し、郷土出身者をはじめとした都市住民との情報交流の推進

4 住民交流プロジェクト

各地区の歴史や文化、そして各地区で行われている地域づくりを生かしながら、地区同士の交流と連携の拡大による一体性の確保を促進します。また、住民の自治意識の醸成を図り、住民・地域・行政のトライアングル（協働）の強化を図ります。

【推進プロジェクト】

（交流・連携）

- ①地域同士の交流機会の創設（座談会、イベント等）
- ②住民による「ディスカバリー（地域資源の再発見）吉備中央」運動の推進
- ③加茂大祭や吉川八幡宮当番祭など、地域文化伝承事業の活性化の推進
- ④新しい祭りやイベントの開催、郷土文化の融合などによる新しい文化の創出
- ⑤地域自治強化のための取り組み（まちづくり条例、地域組織の強化・再編成）

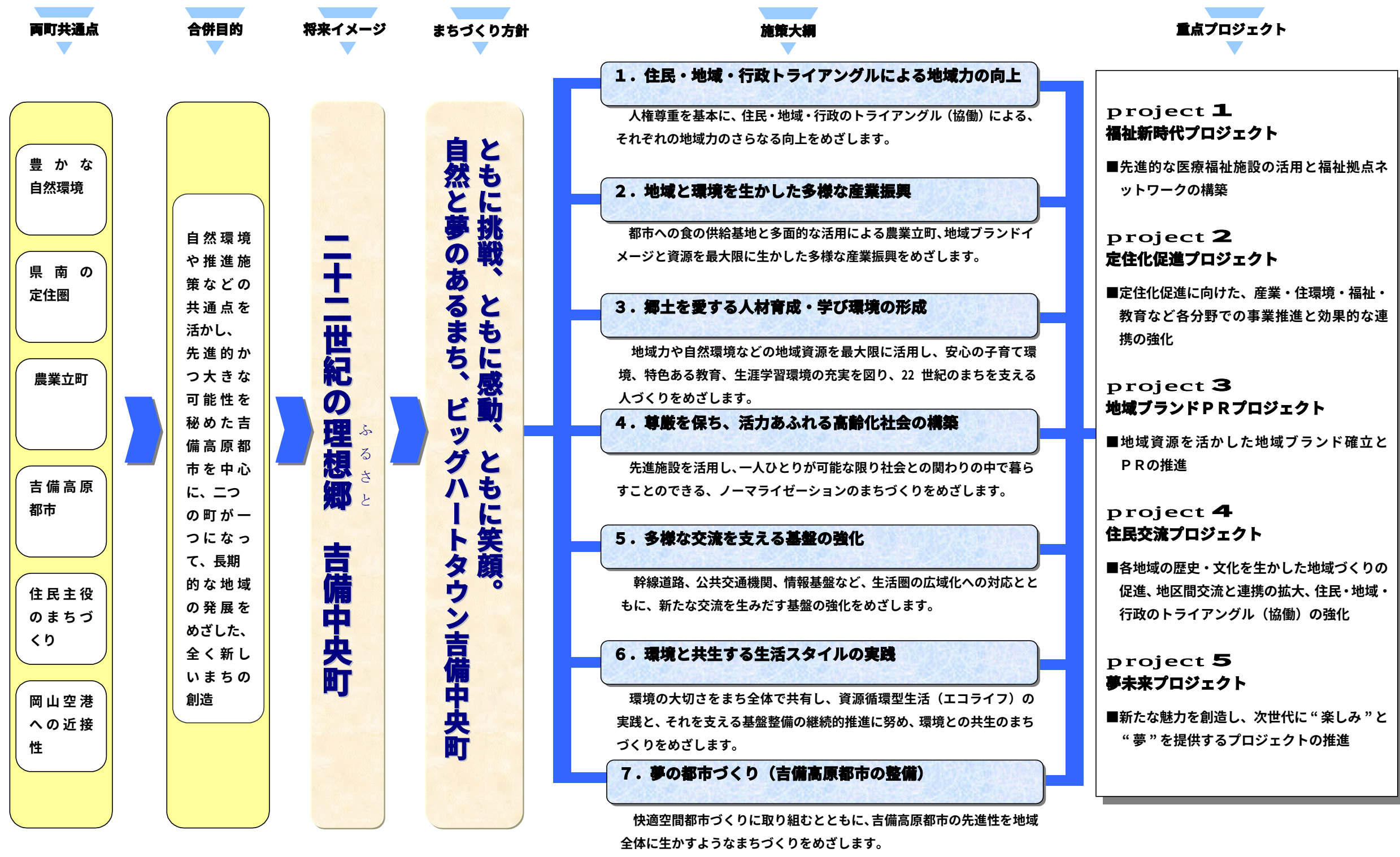
5 夢未来プロジェクト

本地域のポテンシャル（潜在能力）を引き出し、次世代に“楽しみ”と“夢”を提供する新たな魅力を創造するプロジェクトを推進します。

【推進プロジェクト】

- ①吉備高原都市と県都岡山市、倉敷市など主要都市との連携を高めるトライアングル（3都市連携）構想の具現化に向けた計画の立案
- ②新町における町内移動の時間を短縮する吉備高原都市を中心とした道路整備計画の立案
- ③都市住民との交流や地域住民が集い、ふれあい、楽しみ、そして夢をはぐくむプロジェクトの推進
- ④保健、医療、福祉、生涯学習、地域間交流、産業振興など、あらゆる分野での新たな可能性を広げる高度情報基盤整備の推進

新町将来構想フロー図



第2編 基本計画

序章 施策体系



第3章 郷土を愛する人材育成・ 学び環境の形成	第1節 子育て環境の充実	1. 母子支援体制の充実 2. 幼児教育・保育サービスの充実 3. 地域ぐるみの子育て支援の充実
	第2節 青少年健全育成の推進	1. 青少年の居場所づくり 2. 青少年健全育成活動の拡充
	第3節 学校教育の質の向上	1. 一人ひとりを大切にした教育の実践 2. 教育施設の整備 3. 開かれた学校づくりの推進
	第4節 生涯学習活動の充実	1. 多様な学習活動の推進 2. スポーツ・レクリエーション活動の推進 3. 郷土文化の継承と創造 4. 生涯学習環境の向上
	第5節 人権尊重のまちづくり	1. 人権意識の高揚

第4章 尊厳を保ち、活力あふれる 高齢化社会の構築	第1節 支えあう地域づくりの推進	1. 福祉意識の向上 2. 福祉人材の育成 3. 地域福祉推進体制の強化 4. 気軽に外出ができる環境づくり 5. 施設等のバリアフリー化の推進
	第2節 健康づくりの推進	1. 一人ひとりの健康づくりへの支援 2. 生きがいづくりの推進
	第3節 医療環境の充実	1. 地域医療体制の充実 2. 救急医療体制の充実
	第4節 福祉サービスの充実	1. 児童福祉の充実 2. 障害者福祉の充実 3. 高齢者福祉の充実 4. 社会保障制度の充実

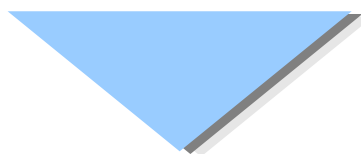
	第 1 節 道路・交通体系の充実	1. 広域幹線道路網の整備
		2. 町内幹線道路網の整備
		3. 集落内連携道路網の整備
		4. 交通安全施設の整備
		5. 広域バス路線の増強
		6. 気軽に外出ができる環境づくり(再掲)
		7. 新交通システム構想の推進
	第 2 節 情報通信網の整備	1. IT環境の向上
		2. IT環境を生かした利便性の向上
		3. メディア・リテラシーの向上
第 6 章 環境と共生する生活スタイルの実践	第 3 節 定住促進のための住宅政策	1. 定住促進の環境整備
		2. 公営住宅の整備
		3. 良好な住環境の整備
	第 1 節 自然環境の保全	1. 自然環境の保全
		2. 景観保全活動の推進
		3. 環境意識の向上
	第 2 節 生活環境の向上	1. 水の有効利用の推進
		2. 下水道の整備
		3. ごみ処理体制の強化
		4. 斎場及び墓園・墓地の整備
		5. 公害防止対策の推進
		6. 環境負荷の軽減・新エネルギーの導入
	第 3 節 安全のまちづくり	1. 消防・防災体制の強化
		2. 地域安全の強化
第 7 章 夢の都市づくり (吉備高原都市の整備)	第 1 節 都市機能の充実	1. 行政機能の充実
		2. 産業施設の充実
		3. 教育・福祉施設の充実
		4. 住環境の充実
	第 2 節 未整備区域の整備促進	1. 計画的な事業推進
		2. 夢未来プロジェクトの推進

第1章 住民・地域・行政トライアングルによる 地域力の向上

【基本構想】（まちづくりの方向性）

これまで両町が進めてきた住民主役のまちづくりは、これからの時代にこそ不可欠であり、まちづくりにおいて最も重要な要素となるものです。

新しいまちづくりでは、人権尊重を基本に、地域の実情に即した社会基盤の整備、交流の促進、地域自治の推進、ボランティア活動の拡充などを図り、住民・地域・行政のトライアングル（協働）による、それぞれの地域力のさらなる向上をめざします。



【基本計画】（具体的な取り組み）

- 1 コミュニティ活動の促進
- 2 地域間・国際交流の推進
- 3 男女共同参画の推進

第1節 コミュニティ活動の促進

【基本方針】

両町では、行政区や集落ごとの自治活動に加えて、福祉分野や環境分野などのボランティアなど住民主体のコミュニティ活動が活発になってきています。

こうしたコミュニティ活動は、環境との共生や少子高齢化が進むこれからの社会で、公益的活動の一翼を担う存在として、ますます重要になります。

新町では、自分たちの地域づくりにつながる多様なコミュニティ活動の活性化に、重点的に取り組みます。

コミュニティ活動の活性化から、住民・地域・行政が成功や失敗を共有しながら、自分たちの手で自分たちの地域を創造・発展させる、「協働のまち（22世紀の理想郷）」の創造に挑戦します。

【主要施策】

1. コミュニティ活動の活性化

コミュニティ活動の立ち上げ、住民の参加意欲の向上、そして、コミュニティ活動の多彩な展開や地域づくり団体の育成に向けて、先進事例などの情報提供、地域づくりやコミュニティ活動に関する学習機会の拡充を推進します。

また、活発に活動するコミュニティ活動を支援するため、I T（情報技術）環境の向上を推進します。

2. コミュニティ活動の拠点づくり

コミュニティ活動の多様化・活性化に向けて、活動に関する相談及び情報交流の拠点（組織）を整備します。

また、各地区での活動拠点となる公民館やコミュニティセンターなどの機能充実を図ります。

3. 協働プログラムの推進

活動機会の拡充に向けて、学校教育、生涯学習、地域福祉、環境保全、観光・交流などにおける住民・地域・行政との協働プログラムを推進します。

また、住民・地域・行政による協働のまちづくりを一層進めるため、まちづくり全体

においての各地区自治活動、コミュニティ活動、行政などの担う役割を明確にし、活動しやすい環境づくりを推進します。

4. 地域リーダーの育成

多様なコミュニティ活動の活性化を促すとともに、グループ交流や研修機会の拡充を図り、地域リーダーの育成に努めます。

◇施策一覧

主要施策	施策の展開	施策概要・主要事業
1. コミュニティ活動の活性化	(仮称) 新町まちづくり基金の設置	まちづくり、地域づくりを支援する基金の設置
	地域づくり組織の育成	地域づくり組織の活動支援、情報提供
	コミュニティ活動への支援	情報提供、生涯学習による意識向上、I T環境の整備
2. コミュニティ活動の拠点づくり	拠点機能の充実	公民館、コミュニティセンターの機能充実、学校施設の有効利用
	交流施設（組織）の整備	活動団体同士が交流する施設（組織）の整備
3. 協働プログラムの推進	(仮称) まちづくり条例の制定	(仮称) まちづくり条例の制定
	地域自治組織の再編	自治会等組織再編の検討
4. 地域リーダーの育成	地域リーダー育成事業の推進	研修会の開催、活動団体同士の交流の実施

★補足説明＝ まちづくり条例

まちづくりにおける住民及び行政の権利と責任を掲げて、自治の実現を図ることを目的とする条例。

第2節 地域間・国際交流の推進

【基本方針】

これからの地域間・国際交流活動は、草の根レベルでの交流が一層期待されています。それは、“お互いを尊重し合う心”の醸成、国際感覚を身に付けた人材の育成、新しい経済活動への展開といった多様な活動の成果が、自分たちの地域づくりに還元されることになるからです。

新町では、両町の先進的な取り組みを継承するとともに、主体的な活動は住民・地域で、活動支援を行政で行う役割分担と連携を図り、新しい感動を得る機会となる交流活動の活性化を推進します。

この取り組みから、将来にわたり「他地域と共栄するまち（22世紀の理想郷）」の創造に挑戦します。

【主要施策】

1. 地域間交流の推進

地域間交流活動の活発な展開を図るため、県内外の地域との多彩な交流事業を積極的に推進します。

2. 国際交流の推進

国際感覚を身に付けた人材を育成するため、児童・生徒、青年、高齢者など、より広範囲な交流を図り、国際交流・国際協力事業を積極的に推進します。

3. 交流推進体制の整備

地域間・国際交流を推進する住民・地域主体の交流団体の育成を図ります。

また、住民と協力して、地域間・国際交流推進のための体制を確立し、活動しやすい環境づくりを行います。

4. 地域サービスの国際化

在住外国人や留学生へのサポート（支援）を図り、国籍に関係なく互いに協力しあう地域づくりを推進します。

◇施策一覧

主要施策	施策の展開	施策概要・主要事業
1. 地域間交流の推進	友好交流事業の推進	友好交流地区との相互訪問、新たな友好交流地区との提携
	町出身者との連携	町人会への情報提供の充実
2. 国際交流の推進	国際協力・貢献事業の推進	外国人講師の招聘、ホストファミリーの登録、ボランティア活動への支援
3. 交流推進体制の整備	(仮称) 国際化推進条例の制定	(仮称) 国際化推進条例の制定
	交流団体の育成	(仮称) 国際交流協会の設立、先進事例の情報提供
4. 地域サービスの国際化	外国語対応の充実	外国語に対応できる職員の確保、外国語相談窓口の設置
	外国語生活情報の提供	外国語生活ガイド等の配布

第3節 男女共同参画の推進

【基本方針】

コミュニティ活動や交流活動など住民活動を活性化していくためには、性別にかかわらず、一人ひとりが責任を分かち合い、その個性と能力が発揮できる社会であることが重要です。そのため岡山県では、「岡山県男女共同参画の促進に関する条例」と「おかやまウィズプラン21」に基づき、男女共同参画社会の実現に取り組んでいます。

新町では、男女共同参画の一層の推進に向けて、あらゆる分野において積極的に取り組みます。

この取り組みから、性別にとらわれず、住民一人ひとりの個性と能力を存分に活かした「男女がともに輝くまち（22世紀の理想郷）」の創造に挑戦します。

【主要施策】

1. 男女共同参画の推進

新町全体で男女共同参画社会の実現に向けた、より一層の取り組みを進めるため、根拠となる条例制定とともに、指針となる計画策定を行います。

2. 男女共同参画社会への取り組み

まち全体で男女共同参画社会の実現を進めるため、審議会等への女性の積極的登用の促進、女性リーダーの育成、女性の社会参画を支える環境づくりなどにおいて、住民・地域・事業者・行政が協力しながら積極的に取り組みます。

◇施策一覧

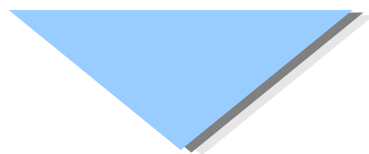
主要施策	施策の展開	施策概要・主要事業
1. 男女共同参画の推進	男女共同参画条例・計画の策定	男女共同参画条例の制定 男女共同参画計画の策定
2. 男女共同参画社会への取り組み	啓発活動の強化	男女共同参画意識の啓発 研修機会の拡充
	審議会等への女性の積極的登用	公的機関の各種審議会・委員会等政策・方針決定の場への積極的な登用
	女性リーダーの育成	女性グループや女性団体活動への支援
	女性の社会参画を支える環境づくり	関係機関等との連携強化

第2章 地域と環境を生かした多様な産業振興

【基本構想】（まちづくりの方向性）

産業振興は、地域活力の活性化に欠かせないものです。新しいまちづくりでは、都市への食の供給基地として安全・新鮮・美味しさを提供する農業を展開するとともに、農業環境の多面的な活用を図り、“農業立町”をめざします。

さらに、合併による地域ブランドイメージの向上による企業誘致、地域資源を活用した体験型観光及び観光資源のネットワーク化、地域に根ざしたコミュニティビジネスの展開など、地域の持つ力を最大限に生かした多様な産業振興をめざします。



【基本計画】（具体的な取り組み）

- 1 農業立町の推進
- 2 多様な産業の展開
- 3 観光・交流の活性化

第1節 農業立町の推進

【基本方針】

国では「食料・農業・農村基本法（新農業基本法）」に基づき、将来にわたる食料の安定供給と農業の持つ多面的機能の発揮をめざしています。

すでに、農産物の輸入自由化が導入され、また、今後も様々な変化が予想される農業分野ですが、制度や社会がどれほど変化しようとも、食料の生産を担う農業をはじめとする第1次産業は、私たちの社会を維持する基幹産業なのです。

新町では、高原特有の環境を生かした吉備高原ブランドの確立（産地化）と経営体制の強化に重点的に取り組み、第1次産業の振興による“農業立町”をめざします。

この第1次産業の活性化への取り組みから、単に経済効果だけではない、「自然環境と生産活動が持続的に共存・共栄するまち（22世紀の理想郷）」の創造に挑戦します。

【主要施策】

1. 産地化の推進

消費者から選ばれる“安全でおいしい”農畜産物の生産地として、吉備高原ブランドの確立（産地化）をめざします。

- ① 米、野菜、花き、ピオーネ、ブルーベリーなど、高原特有の環境を利用した高品質な農産物の計画的な生産と供給量の拡大を推進します。また、安全・安心の畜産物の計画的な生産と供給量の拡大を推進します。
- ② 町内で生産された堆肥の施用を中心とした有機無農薬栽培など特長ある農産物を生産するとともに、環境と調和した環境保全型農業を推進します。
- ③ 地域の農畜産物を活用した、多彩な特産品の開発・商品化を推進します。

2. 経営体制の強化

農業経営に意欲的な農業者の育成と経営体制の強化を図るため、農地の流動化と地域集団生産体制の確立を推進します。

3. 担い手の確保

農業立町を担う農業後継者、新規就農者、定年帰農者や女性など、将来にわたり新町の農業を支える担い手の確保に努めます。

4. 流通・販路の拡大

岡山空港と賀陽インターチェンジという高速交通体系を活用した流通体系の拡充と、道の駅など直販施設の拡充を図ります。また、インターネットなどによる販路の拡大、宿泊施設や学校給食での地場産品の活用など、時代に応じた流通・販売の多角化を推進します。

5. 林業の活性化

計画的な森林の整備を進め、林業の振興を図るとともに、森林の持つ地球温暖化の防止や水源かん養など公益的機能の維持に努めます。さらに、大雨時に倒木等が流出し、下流を汚すことがないように適切な管理を行います。

また、将来にわたって豊かな自然環境を残していくため、地域やボランティアと連携した、貴重な森林資源を守り育てる活動＝「22世紀の森づくり運動」＝を展開します。

◇施策一覧

主要施策	施策の展開	施策概要・主要事業
1. 産地化の推進	ブランド米の生産振興	トレーサビリティシステム（生産・流通履歴の開示）の推進、土づくり推進事業
	主要作物の産地の形成推進	ピオーネ、ブルーベリー、花き、野菜、葉たばこ等の産地化推進
	有機無農薬農業の推進	認証農地の拡大、団地化の推進、良質堆肥の利活用
	特産品の開発	加工技術の普及、加工施設の整備
	生産施設の整備	ハウス、集出荷施設の整備
	基盤の整備	農道の整備〔県事業〕、ため池の整備〔県事業〕等
	生産技術の普及促進	関係機関との連携強化、技術情報の提供
	畜産振興の推進	優良牛の確保、自給飼料の増産
2. 経営体制の強化	営農組織の育成強化	農地の利用集積、農作業の受委託推進、法人化への支援
	農業公社の機能充実	

主要施策	施策の展開	施策概要・主要事業
3. 担い手の確保	農業後継者への支援	営農体制の拡充
	新規就農者への支援	ニューファーマー制度の活用、農業体験学習の充実
4. 流通・販路の拡大	多様な販売ルートの確立	直販施設・アンテナショップの充実、ネットショップの推進
	地産地消の推進	学校給食、宿泊施設での地場製品の活用
5. 林業の活性化	森林整備事業の推進	造林、間伐、林道整備
	フォレスター制度の充実	労働力確保、省力化の推進
	木材加工品高付加価値化の推進	間伐材の有効利用
	特用林産物の生産拡大	松茸、しいたけ、舞たけ等の振興
	松くい虫防除事業の推進	空中散布、伐倒駆除、樹幹注入
	22 世紀の森づくりの推進	森林所有者、住民、ボランティア、学校等と連携した森づくり運動の展開

★補足説明＝ 22世紀の森づくり運動

貴重な資源である森林保全活動を町内外に広げて展開し、交流拡大、郷土意識、環境教育などを進める。

第2節 多様な産業の展開

【基本方針】

絶え間なく変化する経済情勢に対応できる多様な産業振興は、安定した生活基盤の確立と地域活力の向上につながります。

新町では、立地特性を生かした企業誘致、地域に根ざした事業展開支援、時代を先取りした新たな起業に重点的に取り組みます。

この取り組みから、若者の定住に不可欠な就労機会の拡充を図り、豊かな自然の中でのゆとりある生活を実現する、「自分のライフスタイル（生き方）を実現できるまち（22世紀の理想郷）」の創造に挑戦します。

【主要施策】

1. 企業進出の促進

多彩な産業の集積と新たな雇用機会の創出をめざし、関係機関との連携を図り、充実した高速交通体系の活用や既存企業との連携を考慮しながら、吉備高原都市や賀陽工業団地をはじめ、新町への積極的な企業誘致活動を展開します。

2. 地域産業の活性化

中小企業や商店の活性化に向けて、商工会等と連携した経営支援を推進します。

また、コミュニティ（地域密着型）ビジネスの展開、在宅就労（SOHO）の促進、高原環境の持つ“癒し効果”を生かす起業など、新しい事業展開を促進し、地域産業の活性化を図ります。

◇施策一覧

主要施策	施策の展開	施策概要・主要事業
1. 企業進出の促進	企業誘致活動の推進	関係機関と連携したPR活動、各種融資・助成制度の充実
2. 地域産業の活性化	中小企業経営支援の推進	商工会活動への支援、各種融資制度の充実
	コミュニティビジネス支援の推進	起業のための融資制度の創設、情報提供

第3節 観光・交流の活性化

【基本方針】

新町には、自然、文化、産業などの観光・交流資源が数多く存在します。

新町では、豊富な資源を活用した観光・交流の拡大と観光・交流を通じた地域イメージの向上＝吉備高原のブランド化＝に、重点的に取り組みます。

このような地域との交流を通じて、住民や訪れた人にとって吉備高原への愛着を深め、将来的に「いつまでも、いつかは、暮らしたいまち（22世紀の理想郷）」の創造に挑戦します。

【主要施策】

1. 観光・交流資源の整備・充実

高速交通体系を生かした他地域との交流拡大に向けて、新町内に広がる観光・交流資源の整備・充実を推進します。

2. 観光・交流活動の活性化

魅力あふれる観光・交流の活性化に向けて、新町内の観光・交流資源のネットワーク化と周遊ルートの開発を推進します。

また、豊かな自然環境を生かした体験型観光・交流活動を中心に、住民との“心のふれあい”を大切に、将来にわたる交流活動を推進します。

3. 地域イメージの向上

“満足度の高い”観光・交流が図られるよう、一人ひとりが“もてなしの心”を持った、ぬくもりが伝わる温かい交流を実践します。

また、地域イメージの向上をめざし、イメージキャラクターの設定、観光サインの統一、多様なメディアを活用した情報発信など、地域C I事業（※）を推進します。

※地域C I（コーポレート・アイデンティティ）

企業が組織活性化とイメージアップを図るための経営戦略のひとつ。転じて、地方公共団体等が行う地域の活性化やイメージアップを図るための戦略。

4. 広域観光・広域交流の推進

個性的な新町のイメージを明確に打ち出すとともに、近隣市町村との連携を図りながら、数多くの観光資源が連携した広域観光を推進します。

さらに、広域交流の一層の拡大に向けて、吉備高原都市の未整備区域の整備と連動した夢未来プロジェクトの推進をはじめとする、あらゆる分野における多様な交流を促進します。

◇施策一覧

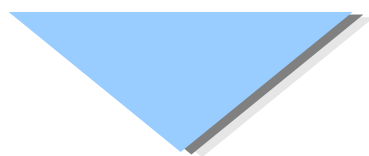
主要施策	施策の展開	施策概要・主要事業
1. 観光・交流資源の整備・充実	施設整備の推進	既存施設の充実（道の駅、公園等）、観光農園の充実、牧場跡地整備事業
	資源の充実	祭りや伝統行事の継承、郷土料理の開発
2. 観光・交流活動の活性化	ネットワークの構築	観光、交流、宿泊施設の有機的連携
	体験型交流事業の充実	グリーンツーリズム（滞在型農業体験）等体験交流プログラムの充実
3. 地域イメージの向上	観光に係る人材の育成	観光ボランティアの確保・育成
	吉備高原ブランド化戦略の展開	イメージキャラクターの設定、観光サインの開発、特産品の開発
4. 広域観光・広域交流の推進	広域観光ルートの開発	広域観光協議会活動の充実、広域インフォメーションサイトの整備

第3章 郷土を愛する人材育成・学び環境の形成

【基本構想】（まちづくりの方向性）

郷土を愛する人づくりは、全ての住民の願いであるだけでなく、持続的なまちの発展にとって最も重要なもののひとつといえます。また、生涯にわたって学ぶことができる環境は、心の若さを保つ大切な要素です。

新しいまちづくりでは、歴史的遺産や地域力、自然環境などの地域資源を最大限に活用し、安心できる子育て環境の拡充、環境を生かした特色ある教育の実践、生涯を通じた学習環境の充実を図り、22世紀のまちを支える人づくりをめざします。



【基本計画】（具体的な取り組み）

- 1 子育て環境の充実
- 2 青少年健全育成の推進
- 3 学校教育の質の向上
- 4 生涯学習活動の充実
- 5 人権尊重のまちづくり

第1節 子育て環境の充実

【基本方針】

“子どもは社会の宝”であり、子育ては家庭と地域が担う、最も重要な責務です。そして、子育て環境の充実は、少子化に歯止めをかけるとともに、地域全体に明るさと支えあいの気持ちをもたらします。

新町では、子ども一人ひとりの権利を尊重しながら、安心して子育てのできる環境づくりに重点的に取り組みます。

この取り組みから、子育て世代が定住しやすい、「子育てが楽しいまち、子どもが健やかに育つまち（22世紀の理想郷）」の創造に挑戦します。

【主要施策】

1. 母子支援体制の充実

育児の不安や孤立を防ぎ、安心して出産と子育てができる環境づくりに向けて、周産期から乳幼児期まで、親子の健康と子どもの成長・発達に応じた母子支援体制の充実を図ります。

2. 幼児教育・保育サービスの充実

子どもの成長と発達に応じた適切な幼児教育を行うとともに、子どもの状態に応じた保育サービスの充実を図ります。

また、新町における子育て環境の一体性を確保するため、当面は保育所と幼稚園の体制を維持しつつ、地域性を考慮した幼保一元化への研究に取り組みます。

3. 地域ぐるみの子育て支援の充実

育児や教育への不安や悩みを解消し、愛情を持った子育てができるよう、子育て家庭を支援します。

また、地域や事業者との協力のもと、安全な環境の中で安心して子育てができ、そして、子どもが健やかに育つよう、地域全体で応援する環境づくりを推進します。

◇施策一覧

主要施策	施策の展開	施策概要・主要事業
1. 母子支援体制の充実	母子保健事業の推進	指導相談体制の充実、健診事業の実施、親同士の交流機会の拡充
	福祉施策の充実	各種助成制度の充実（乳幼児医療費助成制度等）
2. 幼児教育・保育サービスの充実	特別保育の拡充	乳児保育・障害児保育・延長保育の充実、多世代交流の推進
	幼保一元化の研究	幼保一元化の研究
3. 地域ぐるみの子育て支援の充実	次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画の策定	行動計画の策定
	地域子育て支援の推進	保育サポーターの確保、ボランティアによる学童保育の拡大
	地域安全体制の強化	交通安全教室の開催、地域安全推進員の確保

第2節 青少年健全育成の推進

【基本方針】

次代を担う青少年の健全な成長は、住民すべての願いです。

青少年健全育成環境の向上をめざす新町では、家庭・学校・地域のつながりを一層強め、まち全体で青少年の健全育成活動を展開することに重点的に取り組みます。

この取り組みから、親も含めて自己の個性と能力を発揮できる人材を育成する、「青少年が健やかに成長するまち（22世紀の理想郷）」の創造に挑戦します。

【主要施策】

1. 青少年の居場所づくり

青少年が楽しみ集う機会の創出に向けて、音楽、スポーツ、地域行事など、青少年が参加する活動の活性化を図ります。その活動拠点として、各地区の学校や公民館などの機能拡充を図ります。

2. 青少年健全育成活動の拡充

青少年健全育成活動の体制強化に向けて、青少年健全育成協議会を中心とした家庭・学校・地域・関係機関の協力体制を一層強め、身近な相談や早期の指導などを推進します。また、青少年に有害な影響を与える社会環境の浄化に取り組みます。

◇施策一覧

主要施策	施策の展開	施策概要・主要事業
1. 青少年の居場所づくり	青少年活動の活性化	文化、スポーツ団体活動の推進、多世代交流の推進
	活動拠点の整備、充実	既存施設の機能拡充と有効利用
2. 青少年健全育成活動の拡充	青少年健全育成活動の推進	青少年健全育成協議会活動の推進、相談体制の充実
	環境浄化運動の推進	地域との連携強化

第3節 学校教育の質の向上

【基本方針】

「人づくりは国づくり」として、国政の最重要課題のひとつに「教育」を掲げています。国や地方を問わず、児童生徒の成長・発達を支える教育環境の向上が、まちづくりの重要なテーマとなっています。

新町では、少子化への適切な対応と同時に、地域資源を生かした教育カリキュラムを実施し、学校教育全体の質の向上をめざし、人的・物的教育環境の整備に、重点的に取り組みます。

この取り組みから、豊かな人間性を育み、国際社会の中で知恵と創造力を発揮できる、「人間教育のまち（22世紀の理想郷）」の創造に挑戦します。

【主要施策】

1. 一人ひとりを大切にした教育の実践

児童生徒一人ひとりの個性と資質を伸ばす教育体制の充実を図り、学力の向上、地域の歴史・人材・文化などを活用した体験学習による心の豊かさの育成、情報化・国際化に対応できる能力の向上、心身の健康づくりを推進します。

また、すべての児童生徒が平等な教育を受けられるよう、小中学校の適正配置を検討します。

2. 教育施設の整備

すべての児童生徒の発達段階に応じた適切な教育が行えるよう、教育施設・設備の整備・充実を図り、教育環境の向上を推進します。

3. 開かれた学校づくりの推進

地域に愛される学校運営を一層進めるため、地域と学校の連携体制を強化するとともに、学校の持つ資源の有効利用、文化・スポーツ団体、事業者との連携に取り組みます。

◇施策一覧

主要施策	施策の展開	施策概要・主要事業
1. 一人ひとりを大切に した教育の実践	個性と資質を伸ばす教育体制の 充実	指導体制の充実
	教育カリキュラムの充実	地域資源を生かした体験学習、情報、 国際教育の充実
	小中学校適正配置の推進	小中学校の適正配置の検討
2. 教育施設の整備	教育施設の充実	学校施設の整備
	教材教具の充実	情報機器、福祉体験用具、国際理解教 材等の充実
3. 開かれた学校づくりの 推進	学校施設の複合利用	地域行事への施設利用、クラブ活動と 地域活動の共同実施
	在学中の就業体験活動の実施	インターンシップ制度の活用

第4節 生涯学習活動の充実

【基本方針】

あらゆる年代において、様々なスポーツや文化活動への意欲が高まっており、生涯学習環境の充実が求められています。また、これらの活動を通じて、住民同士の一体感の醸成、生きがいづくり、他地域との交流による新町の活性化などが期待されます。

新町では、これまでの両町の取り組みを継承しながら、より住民一人ひとりのやる気が起きるような生涯学習の環境づくりに、重点的に取り組みます。

この取り組みから、住民全員が学ぶ喜びを共有する、「みんなが笑顔のまち（22世紀の理想郷）」の創造に挑戦します。

【主要施策】

1. 多様な学習活動の推進

地域との協力・連携体制の強化を図り、先人の偉業・環境・歴史など地域資源を活用した、多様な生涯学習プログラムを実施します。

2. スポーツ・レクリエーション活動の推進

住民の主体的な活動を支援するため、スポーツやレクリエーション活動をあらゆる年代が楽しむことのできる環境づくりを、関係機関と協力して一層推進します。

また、国体開催を契機に、スポーツやレクリエーションに対する意識向上と、生涯スポーツ活動の普及定着を進めます。

3. 郷土文化の継承と創造

郷土の歴史と文化を大切に守り育てるため、加茂大祭、吉川八幡宮当番祭、川合神社夏祭りのだしをはじめとする、地域に親しまれている祭りや行事の継承を図ります。

また、地区ごとの文化活動の活性化、郷土文化の融合による新しい文化の創造、地域同士の交流機会の創設や「ディスカバリー（地域資源の再発見）吉備中央」運動の推進、文化財の活用を推進します。

4. 生涯学習環境の向上

住民の自主的な学習環境向上のため、各地区の生涯学習拠点施設の機能拡充とともに、各施設のネットワーク化を実現します。

◇施策一覧

主要施策	施策の展開	施策概要・主要事業
1. 多様な学習活動の推進	活動プログラムの充実	公民館活動等の推進、地域資源の活用
	活動組織の育成	よるの協育委員会、文化協会、体育協会等への支援
2. スポーツ・レクリエーション活動の推進	生涯スポーツ活動の普及定着	多様なレクリエーション行事の開催、ニュースポーツの普及
3. 郷土文化の継承と創造	郷土文化の継承	祭りや伝統行事の保存、自主団体の活動支援
	郷土文化の創造	ディスカバリー運動の推進、団体同士の交流機会の提供
	文化財の保護と活用	文化財調査・保存、学校教育・生涯学習への活用
4. 生涯学習環境の向上	地域施設の機能充実	公民館、コミュニティセンターの設備充実
	スポーツ施設の機能充実	施設の改修
	文化施設の機能充実	ロマン高原かよう総合会館自主事業の拡充

★補足説明＝ ディスカバリー運動

郷土に伝わる民話、遊び、料理などを掘り起こす運動を地区ごとで展開する運動。この活動を通して交流拡大や郷土意識の醸成を図る。

第5節 人権尊重のまちづくり

【基本方針】

国際社会の一員として国では、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」を制定し、人権教育・啓発に関する基本計画に基づき、真の人権尊重社会の形成をめざしています。岡山県も「岡山県人権政策推進指針」に基づき、“共生社会おかやま”の実現をめざしています。国際的な交流が一層活発になり、また、個人の資質や行動規範が重要視されるこれからの社会では、“お互いを尊重し合う心”がより大切になります。

新町では、人権に関する両町の取り組みを継承しながら、なお存在している不当な差別の解消に向けて、重点的に取り組みます。

この取り組みから、性別、障害、年齢などに影響されることなく、お互いを尊重し合う、「人権尊重のまち（22世紀の理想郷）」の創造に挑戦します。

【主要施策】

1. 人権意識の高揚

まち全体の人権尊重意識向上のため、住民と協力した人権政策推進体制を構築するとともに、生涯を通じたあらゆる学習機会を利用し、人権教育・啓発を推進します。

◇施策一覧

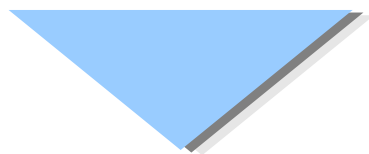
主要施策	施策の展開	施策概要・主要事業
1. 人権意識の高揚	人権教育の充実	学校教育、社会教育での人権教育の充実
	人権啓発の推進	広報活動の推進、多世代交流の推進

第4章 尊厳を保ち、活力あふれる高齢化社会の構築

【基本構想】（まちづくりの方向性）

どのような高齢化社会をめざすのかは、これからの社会にとって極めて大きな命題です。そこではノーマライゼーションが重要なキーワードとなります。すでに、吉備高原都市には各種保健・医療・福祉に関する先進施設が設置されています。

新しいまちづくりでは、これら先進施設を十分に活用し、医療体制、生きがいつくり、介護予防、質の高い在宅生活への支援などを進め、一人ひとりができるだけ、社会との関わりの中で暮らすことのできるまちづくりをめざします。



【基本計画】（具体的な取り組み）

- 1 支えあう地域づくりの推進
- 2 健康づくりの推進
- 3 医療環境の充実
- 4 福祉サービスの充実

第1節 支えあう地域づくりの推進

【基本方針】

これからの福祉は、住民や地域を主体にした、支えあう福祉＝地域福祉＝の体制づくりが重要です。

新町では、これまでの両町の取り組みを継承しながら、地域における支援体制の強化に、重点的に取り組みます。

この取り組みから、支えあう地域づくりを実現する、「安心のあるまち（22世紀の理想郷）」の創造に挑戦します。

【主要施策】

1. 福祉意識の向上

支えあう地域づくりを進めるにあたって、その基礎となる住民全体の福祉意識の向上と、ボランティア意識の醸成を図ります。

2. 福祉人材の育成

支えあう地域づくりを一層進めるため、専門知識を有する福祉人材の育成に努めます。

3. 地域福祉推進体制の強化

新たに策定する地域福祉計画に基づき、社会福祉協議会との連携を強化し、地域福祉の充実に努めるとともに、支えあう地域づくりの推進に大きな役割を果たす自主組織活動の活性化に努めます。

また、在宅介護支援センターを中心とした保健・医療・福祉の連携体制（地域ケア体制）の強化とともに、地域が主体となった地域福祉ネットワーク体制の構築をめざします。

4. 気軽に外出ができる環境づくり

だれもが気軽に外出ができる環境づくりに向けて、検討機関を設置し、新町交通環境整備方針を定めた上で、町内の主要施設を結ぶ、ふれあいバスの運行を実現します。

5. 施設等のバリアフリー化の推進

だれもが暮らしやすいまちづくりをめざして、公共施設や道路、住宅などのバリアフリー化（高齢者、障害者等の活動を阻むさまざまな障壁を取り除くこと）を推進します。

また、公共施設などの利用手続きの簡素化を図ります。

◇施策一覧

主要施策	施策の展開	施策概要・主要事業
1. 福祉意識の向上	広報活動の充実	ボランティア活動の情報提供
	福祉教育の充実	ボランティア体験の実施
2. 福祉人材の育成	講習会、研修会の充実	講習会、研修会の充実
3. 地域福祉推進体制の強化	地域福祉計画の策定	地域福祉計画の策定
	社会福祉協議会活動の充実	ボランティア団体の育成、地域福祉活動の充実
	地域ケア体制の強化	在宅介護支援センターの機能充実、自主組織による地域福祉ネットワークの構築
	健康づくり自主組織の育成	愛育委員、栄養委員等の活動支援と連携強化
4. 気軽に外出ができる環境づくり	交通体系の充実	新町交通環境整備方針検討機関の設置、ふれあいバスの運行
5. 施設等のバリアフリー化の推進	施設のバリアフリー化事業	公共施設、道路、住宅等バリアフリー化
	利用手続きの簡素化	電子申請の推進

第2節 健康づくりの推進

【基本方針】

国や岡山県では、健康寿命（痴呆や寝たきりにならない状態で生活できる期間）の延伸をめざして、国民・県民健康づくり運動を展開しています。少子化とともに長寿化が進む社会にとって、生涯にわたる心身の健康増進は人々の大きな関心であり、住民の健康を守ることは社会の使命といえます。

新町では、すべての住民の健康寿命を延伸し自分らしい生活が送れるよう、一人ひとりの健康づくりを支援する環境づくりに、重点的に取り組みます。

この取り組みから、健康でいつまでも現役として暮らすことのできる、「健康長寿のまち（22世紀の理想郷）」の創造に挑戦します。

【主要施策】

1. 一人ひとりの健康づくりへの支援

子どもからお年寄りまで、生涯を通じた健康増進に向けて、地域版「健康日本21計画」に基づき、健康づくり自主組織をはじめ関係機関との連携による、一人ひとりの健康づくりを支援します。

2. 生きがいづくりの推進

すべての住民が生きがいを持った生活ができるよう、自主活動、地域活動、勤労活動など、趣味や技能を生かした活動の促進に努めます。

◇施策一覧

主要施策	施策の展開	施策概要・主要事業
1. 一人ひとりの健康づくりへの支援	健康日本 21 計画（地域版）の策定	健康日本 21 計画（地域版）の策定
	母子保健事業の推進（再掲）	指導相談体制の充実、健診事業の実施、親同士の交流機会の拡充
	老人保健事業の推進	指導相談体制の充実、検診事業の実施
	精神保健事業の推進	指導相談体制の充実
	疾病予防、介護予防の推進	生活習慣病の予防、転倒防止教室の拡充等
	健康づくり自主組織の育成（再掲）	愛育委員、栄養委員等の活動支援と連携強化
2. 生きがいづくりの推進	生涯学習活動の充実	青壮年期を対象とした学習プログラムの充実
	生涯スポーツ活動の普及定着（再掲）	多様なレクリエーション行事の開催、ニュースポーツの普及
	生きがいづくり活動への支援	社会福祉協議会活動の充実、老人クラブ等の活動支援

第3節 医療環境の充実

【基本方針】

住民の生命を守る医療環境の充実は、少子化・高齢化が進む社会にとって安心した暮らしを支える重要な分野です。

新町では、地域医療と救急医療体制の強化に、重点的に取り組みます。

この取り組みから、医療環境の充実した「健康長寿のまち（22世紀の理想郷）」の創造に挑戦します。

【主要施策】

1. 地域医療体制の充実

地域医療体制の充実に向けて、医師会などとの連携を図りながら、「かかりつけ医」の普及定着、病院と診療所の連携（病診連携）を推進します。

2. 救急医療体制の充実

緊急時に対応できる救急医療体制の強化に向けて、応急処置体制の充実とともに、迅速な搬送体制に向けて必要な設備の充実を図ります。

◇施策一覧

主要施策	施策の展開	施策概要・主要事業
1. 地域医療体制の充実	関係機関との連携強化	医師会、医療機関との情報共有
2. 救急医療体制の充実	搬送体制の充実	緊急用ヘリポートの増設等
	住民の意識啓発	救急救命講座の開催

第4節 福祉サービスの充実

【基本方針】

介護が必要であっても、あるいは障害があっても、一人ひとりの権利が尊重され、できる限り生活の質を高めることのできる社会環境が大切です。

新町では、これまでの両町の取り組みを継承しながら、それぞれの状態に応じた、生活の質（QOL）の向上を支援する福祉の一層の充実に、重点的に取り組みます。

この取り組みから、安心して子育てができ、いくつになっても安心して暮らすことのできるまち、そして“終の棲家”として選ぶことのできる、「安心のあるまち（22世紀の理想郷）」の創造に挑戦します。

【主要施策】

1. 児童福祉の充実

安心して子育てができる環境づくりに向けて、多様化する保育需要に対応する保育サービスの充実とともに、保健・医療・福祉の連携、そして、家庭や地域と連携した児童福祉の充実を図ります。

また、新町における子育て環境の一体性を確保するため、当面は保育所と幼稚園の体制を維持しつつ、地域性を考慮した幼保一元化への研究に取り組みます。

2. 障害者福祉の充実

新たに策定する障害者福祉計画に基づき、障害の状態に応じた適切なサービスを提供できる環境づくりに向けて、相談体制の強化とともに、サービス提供事業者の確保を図ります。

3. 高齢者福祉の充実

生活の質を高める環境づくりに向けて、高齢になっても援護が必要な状態にならないよう、保健・医療・福祉の連携による介護予防の充実を図ります。要介護高齢者に対しては、介護保険を中心とした福祉サービスの充実を図ります。

4. 社会保障制度の充実

自らの力では生計の維持が困難な方の生活安定と自立助長のため、相談体制の充実とともに、各種助成制度を活用した支援を実施します。

また、国民健康保険制度や国民年金制度の円滑な運営に努めます。

◇施策一覧

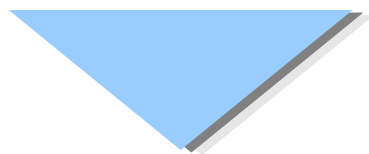
主要施策	施策の展開	施策概要・主要事業
1. 児童福祉の充実	子育て支援センターの整備・充実	子育て相談の充実、子育てサークル活動の支援
	子育てと就労の両立支援	育児休業制度等の普及促進、ひとり親家庭への支援
	地域子育て支援の推進（再掲）	保育サポーターの確保、ボランティアによる学童保育の拡大
	児童虐待防止対策の推進	民生委員・児童委員との連携、関係機関との連携強化
	特別保育の拡充（再掲）	乳児保育・障害児保育・延長保育の充実、多世代交流の推進
	幼保一元化の研究（再掲）	幼保一元化の研究
2. 障害者福祉の充実	障害者福祉計画の策定	障害者福祉計画の策定
	障害者生活支援の充実	相談体制の充実、福祉サービス事業者の確保、介護保険事業者との連携
3. 高齢者福祉の充実	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定
	高齢者生活支援の充実	社会福祉協議会等との連携、介護予防生活支援事業の充実、在宅福祉サービスの充実、介護保険サービスの質の向上
	痴呆性高齢者対策の推進	痴呆性高齢者対策の強化
	高齢者福祉施設の充実	高齢者福祉施設の整備等
4. 社会保障制度の充実	制度の周知と適正な利用	民生委員・児童委員との連携、相談体制の充実、各種助成制度の利用促進

第5章 多様な交流を支える基盤の強化

【基本構想】（まちづくりの方向性）

生活圏の拡大への対応や定住促進にあっては、周辺地域との交流基盤の整備が重要となります。

新しいまちづくりでは、広域幹線道路網の整備、公共交通機関の充実や確保、情報通信基盤の整備を推進し、生活圏の拡大への対応や定住促進をはじめ新たな交流を生み出す交流基盤の強化をめざします。



【基本計画】（具体的な取り組み）

- 1 道路・交通体系の充実
- 2 情報通信網の整備
- 3 定住促進のための住宅政策

第1節 道路・交通体系の充実

【基本方針】

今日の車社会を支える動脈である道路整備と、少子高齢化社会に対応した公共交通体系の整備は、地域の生活と産業振興に欠かせないものです。特に、賀陽インターチェンジを有し、岡山空港に隣接する新町においては、県内外、あるいは国外との交流による地域活性化に向けた重要な基盤となります。

新町では、広域的な交流と地域の一体性を促進する道路網の整備と公共交通体系の強化に、重点的に取り組みます。

この取り組みから、まち全体の利便性を向上する、「暮らしやすく快適なまち（22世紀の理想郷）」の創造に挑戦します。

【主要施策】

1. 広域幹線道路網の整備

吉備高原都市を有し、岡山県の中央に位置する新町の特性を生かし、周辺市町村との広域連携や産業振興に最も重要な基盤である広域幹線道路網の整備を推進します。

2. 町内幹線道路網の整備

新町の一体性確保と連携強化の基盤として、新町全域を結ぶ町内幹線道路網の整備を推進します。また、道路整備にあたっては、景観に優れた沿道環境の形成に努めます。

3. 集落内連携道路網の整備

住民の日常生活の利便性向上のため、幹線道路を結ぶ集落内連携道路の計画的な整備を進めます。

4. 交通安全施設の整備

道路整備にあたって、交通弱者に配慮した施設整備を計画的に推進します。

5. 広域バス路線の増強

岡山市や周辺市町村との交流拡大や利便性の向上のため、広域バス路線の充実を図ります。

6. 気軽に外出ができる環境づくり（再掲）

だれもが気軽に外出ができる環境づくりに向けて、検討機関を設置し、新町交通環境整備方針を定めた上で、町内の主要施設を結ぶ、ふれあいバスの運行を実現します。

7. 新交通システム構想の推進

新町に“楽しみ”と“夢”のある新しい魅力を創造するため、吉備高原都市と岡山市、倉敷市など、主要都市との連携を高める新しい交通システムを検討します。

◇施策一覧

主要施策	施策の展開	施策概要・主要事業
1. 広域幹線道路網の整備	国道等改良事業	国道、主要地方道の整備（国道 429 号、国道 484 号、(主)高梁御津線）〔県事業〕
2. 町内幹線道路網の整備	町道改良事業	町内幹線道路の整備
3. 集落内連携道路網の整備	町道改良事業	幹線道路への接続道路の整備
4. 交通安全施設の整備	交通安全施設の整備	カーブミラー、ガードレール等の整備
	歩道の設置	通学路等への歩道設置
5. 広域バス路線の増強	広域バス路線の充実	町外との広域路線の再編
	町内バス路線の維持	過疎バスの運行維持
6. 気軽に外出ができる環境づくり（再掲）	交通体系の充実	新町交通環境整備方針検討機関の設置、ふれあいバスの運行
7. 新交通システム構想の推進	新しい交通システムの検討	新交通システム研究会の設置

第2節 情報通信網の整備

【基本方針】

I T（情報技術）環境の整備は、高度情報社会における都市基盤のひとつになっています。岡山県では全国をリードする情報首都をめざし、最先端の I T（情報技術）環境の整備を進めています。

新町では、情報基盤の整備を一層推進するとともに、メディア・リテラシー（※）の向上に、重点的に取り組みます。

この取り組みから、急速に進む高度情報社会に対応できる、「暮らしやすく快適なまち（22世紀の理想郷）」の創造に挑戦します。

【主要施策】

1. I T環境の向上

高度情報社会の恩恵を受ける基盤となる、情報基盤整備を積極的に推進します。

2. I T環境を生かした利便性の向上

住民一人ひとりが豊かさを実感できる高度情報社会の実現をめざして、教育、産業振興、保健・医療・福祉、生涯学習、地域づくり、行政運営など、各分野において住民の視点にたった I T（情報技術）環境を活用した利便性の向上を図ります。

3. メディア・リテラシーの向上

高度情報社会に必要な能力を養成するため、住民のメディア・リテラシーの向上に取り組めます。

※メディア・リテラシー

メディアを選択し、主体的に読み解き、自己発信する能力のこと。高度情報社会の恩恵を享受する上では、必要な能力といわれる。

◇施策一覧

主要施策	施策の展開	施策概要・主要事業
1. I T環境の向上	情報基盤の整備	各家庭への基盤整備（CATV 整備）
2. I T環境を生かした利便性の向上	I T環境の有効利用	ネットワーク環境を生かすプログラムの開発
3. メディア・リテラシーの向上	情報教育の充実	学校教育、社会教育での情報教育の充実

第3節 定住促進のための住宅政策

【基本方針】

豊かな自然環境と吉備高原都市があり、また、賀陽インターチェンジを有し、岡山空港に隣接する新町は、他に類を見ないほど恵まれた居住環境と言えます。

新町では、この恵まれた居住環境を生かし、吉備高原都市への定住促進とともに、公営住宅の計画的な整備に、重点的に取り組みます。

この取り組みから、若者をはじめとした定住促進を図り、人口の減少に歯止めをかけると同時に地域の活力があふれる、「活気のあるまち（22世紀の理想郷）」の創造に挑戦します。

【主要施策】

1. 定住促進の環境整備

町内外からの定住促進に向けて、吉備高原都市内をはじめ町内にある宅地分譲地の販売を、関係機関との連携を図りながら積極的に推進します。

特に、若者の定住促進に向けて、各種助成制度の積極的な運用を図ります。

2. 公営住宅の整備

長期的な需要動向を踏まえた公営住宅の計画的な整備・改築を推進します。

3. 良好な住環境の整備

自然環境と調和を図りながら、快適で質の高い生活環境を創出します。

◇施策一覧

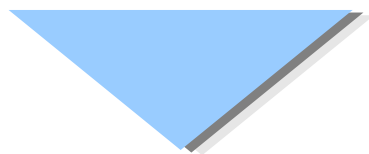
主要施策	施策の展開	施策概要・主要事業
1. 定住促進の環境整備	広報活動の強化	P R、セールスプロモーション活動の充実
	定住促進制度の充実	各種助成制度の周知
2. 公営住宅の整備	計画的な住宅整備	計画的な住宅整備
	適正な維持管理	既存団地の改修等
3. 良好な住環境の整備	バリアフリー化の推進	住宅、公共施設バリアフリー化
	公園機能の充実	公園機能の充実

第6章 環境と共生する生活スタイルの実践

【基本構想】（まちづくりの方向性）

この恵まれた自然環境を次世代に残す義務が、わたしたちにはあります。そのためには、一人ひとりが環境に対する意識をさらに高め、資源循環型生活（エコライフ）を実践していくことが求められます。

新しいまちづくりでは、環境の大切さをまち全体で共有し、その意識のもとに資源循環型生活の実践への取り組みと、それを支えるごみ処理体制や下水処理施設などの基盤整備を継続的に進め、自然環境と共生するまちづくりをめざします。



【基本計画】（具体的な取り組み）

- 1 自然環境の保全
- 2 生活環境の向上
- 3 安全のまちづくり

第1節 自然環境の保全

【基本方針】

先人から受け継いだ豊かな自然環境を「郷土の誇り」として、将来にわたって大切に守り育てなければなりません。

新町では、住民や地域による景観保全活動を中心とした、まち全体の自然環境保全に、重点的に取り組みます。

この取り組みから、“日本のふるさと”である里山の景観を保全し、将来にわたり、「自然に抱かれたまち（22世紀の理想郷）」を継承していきます。

【主要施策】

1. 自然環境の保全

生態系の維持や地球温暖化の防止、水源涵養など公益的機能の維持を図るため、河川や森林の保全を推進します。また、公共事業などに際して、自然環境に配慮した事業実施を推進します。

2. 景観保全活動の推進

良好な景観の保全に向けて、住民や地域を中心とした活動を推進します。

また、住民とボランティア団体が連携した活動体制を構築し、景観保全活動に取り組みます。

3. 環境意識の向上

地球全体の環境を守る意識を住民一人ひとりが持つよう、新町環境基本計画の策定とともに、環境教育の充実を図ります。

◇施策一覧

主要施策	施策の展開	施策概要・主要事業
1. 自然環境の保全	計画的な農地・森林の保全	農地・森林・県立自然公園区域等の適正管理
	建設事業における環境保全	自然環境に配慮した工法の活用
2. 景観保全活動の推進	緑化推進事業	公共施設、住環境の緑化推進
	景観保全体制の構築	ボランティア団体と連携した環境美化活動
3. 環境意識の向上	環境基本計画の策定	環境基本計画の策定
	環境教育の充実	学校教育、社会教育での環境教育の充実

第2節 生活環境の向上

【基本方針】

環境への負荷の少ない環境共生社会への転換が求められる中、生活の快適性の向上と環境保全を両立するためには、私たち一人ひとりの生活から見直す必要があります。

新町では、一人ひとりの環境意識に支えられた資源循環型生活の実践に、重点的に取り組みます。

この取り組みから、恵まれた自然環境の中で快適な生活を実現する、「環境共生のまち（22世紀の理想郷）」の創造に挑戦します。

【主要施策】

1. 水の有効利用の推進

水道施設の適正管理に努めるとともに、緊急時の安定供給に向けて、水源ネットワークの構築を推進します。

2. 下水道の整備

地域の実情に合わせた、適切な処理基盤の整備を推進し、河川や用排水路の水質保全を図ります。

3. ごみ・し尿処理体制の強化

自然環境を保全する資源循環型社会の形成に向けて、住民の協力のもと、ごみ・し尿の適正処理を推進します。

4. 斎場及び墓園・墓地の整備

斎場及び墓園・墓地について、長期的な需要動向と近隣市町の状況を勘案しながら、周辺環境に配慮しつつ、計画的な整備を推進します。

5. 公害防止対策の推進

住民や事業者の協力のもと、まち全体が一体となって、公害防止対策を推進します。

6. 環境負荷の軽減・新エネルギーの導入

まち全体で環境負荷の軽減を進めるため、「リデュース（排出抑制）」、「リユース（再使用）」、「リサイクル（再生利用）」の実践を推進します。

また、広く社会全体で環境への負荷を軽減し、将来にわたり資源循環型社会を形成するため、新町に存在する多彩なエネルギー資源の有効利用を図ります。

◇施策一覧

主要施策	施策の展開	施策概要・主要事業
1. 水の有効利用の推進	水源ネットワークの構築	緊急時の相互応援（水源の連携）
	上水・簡易水道施設の適正管理	施設の統合整備
	河川総合開発事業	河平ダムの整備〔県事業〕
2. 下水道の整備	公共下水道の整備	計画的・効率的な施設整備
	農業集落排水施設の整備	
	浄化槽設置の促進	
3. ごみ・し尿処理体制の強化	処理体制の強化	処理体制の一体化
	分別収集の推進	分別意識の向上
	減量化の推進	広報による環境意識の醸成、リサイクルの推進
4. 斎場及び墓園・墓地の整備	火葬場の改修	炉の改修
	墓地の整備	吉備高原都市計画区域内
5. 公害防止対策の推進	公害防止協定の締結	企業との協定締結
	地域と連携した監視体制強化	ごみの不法投棄の防止、環境保護指導員活動の推進
6. 環境負荷の軽減・新エネルギーの導入	リサイクル活動の推進	事業者における環境 ISO の取得、リサイクル商品の購入促進
	資源循環型社会の推進	省エネルギー・省資源化の促進、新エネルギー導入

第3節 安全のまちづくり

【基本方針】

住民の生命と安全の確保は、行政に課せられた使命であり、地球温暖化による自然災害の増加、情報基盤ネットワークの停止に伴う被害の拡大防止、高齢者単独世帯や在宅要援護者の避難体制など、従来型の災害対策に加えて、新しい形の災害や緊急時の対策が必要となります。

新町では、これまでの両町の取り組みを継承しながら、防災体制の強化と地域の安全確保に、重点的に取り組みます。

この取り組みから、少子高齢化社会において地域全体の安全性を向上し、「安全で安心なまち（22世紀の理想郷）」の創造に挑戦します。

【主要施策】

1. 消防・防災体制の強化

災害に強いまちづくりをめざして、新町防災計画を策定し、治山・治水事業や農地防災対策事業の実施とともに、常備消防体制、各地区の消防団活動、災害時の避難体制など、消防・防災体制の一層の強化を図ります。

2. 地域安全の強化

交通マナーや自主防犯意識の高揚を図るとともに、地域や関係機関と協力して、交通事故や犯罪を未然に防止する環境づくりを進めて、安全な地域社会を形成します。さらに、多様化・複雑化する不当な商行為などによる被害を未然に防ぐため、消費者意識の啓発や適切な情報提供等消費者行政の推進に努めます。

◇施策一覧

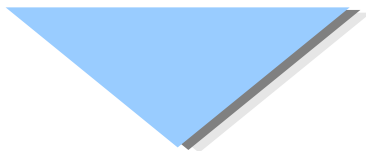
主要施策	施策の展開	施策概要・主要事業
1. 消防・防災体制の強化	防災計画の策定	防災計画の策定
	常備消防体制の充実	高規格救急車、消防ポンプ車等の整備
	消防・防災設備の拡充	防災無線の統合、消防無線設備の整備
	広域防災体制の強化	災害時の広域連携体制の強化
2. 地域安全の強化	交通安全意識の向上	交通安全教室の開催
	地域安全活動の充実	啓発と情報提供の充実、地域安全推進員活動の推進、地域が一体となった活動の充実

第7章 夢の都市づくり（吉備高原都市の整備）

【基本構想】（まちづくりの方向性）

本地域のイメージリーダーとなる吉備高原都市は、宅地分譲の促進、商業施設や行政機関等の集積、研究産業施設用地への企業誘致などを進め、都市としての機能充実と快適空間都市づくりに取り組むとともに、立地する各施設との連携を図りながら、吉備高原都市の先進性を地域全体に生かすようなまちづくりをめざします。

また、未整備区域については、新町が主体となって、県をはじめ関係機関へ積極的に働きかけて、早期着手をめざします。



【基本計画】（具体的な取り組み）

- 1 都市機能の充実
- 2 未整備区域の整備促進

第1節 都市機能の充実

【基本方針】

吉備高原都市の発展は、新町の将来に大きく影響します。

新町では、既存整備地区の都市機能の充実に全力で取り組み、吉備高原都市の先進的な資源を活用した新町全体のまちづくりをめざします。

この取り組みから、都市と自然環境が理想的に融合する、そして、障害者や高齢者をはじめ、若者や子育て世代も楽しく暮らすことのできる、「夢のまち（22世紀の理想郷）」の創造に挑戦します。

【主要施策】

1. 行政機能の充実

町内外との連携を深め、吉備高原都市の積極的な機能充実と整備促進を図るため、拠点となる事務所を開設します。

2. 産業施設の充実

賀陽インターチェンジを有し、岡山空港に隣接する立地特性を生かして、吉備高原都市への産業集積を推進します。

特に、吉備高原都市の豊かな自然環境、最先端の福祉環境、先進の研究機関など、吉備高原都市の優位性を積極的にPRし、研究産業施設用地への多彩な企業の誘致を、関係機関と連携して推進します。

3. 教育・福祉施設の充実

吉備高原都市にある多彩な教育・福祉環境をさらに充実するため、各施設の機能拡充と連携を推進します。

また、新町全体の教育・福祉環境の向上を図るため、吉備高原都市にある施設、資源、機関などとの連携・協力を推進します。

4. 住環境の充実

吉備高原都市への定住促進に向けて、宅地分譲を住宅供給公社や県などと連携して推進します。また、定住促進のための各種助成制度の活用を図ります。また、都市内住民と既存の地域住民との交流を促進し、新町全体でのまちづくりを推進します。

◇施策一覧

主要施策	施策の展開	施策概要・主要事業
1. 行政機能の充実	拠点施設の整備	(仮称) 新町総合調整事務所の開設
	消防、救急機能等の充実	消防、救急機能等の充実
2. 産業施設の充実	企業誘致活動の推進 (再掲)	関係機関と連携したPR活動、各種融資・助成制度の充実
3. 教育・福祉施設の充実	教育施設の充実	岡山県総合教育センター (仮称) 整備等事業〔県事業〕、(仮称) 吉備高原中学校の整備検討
	福祉施設の充実	高齢者福祉施設の充実等
4. 住環境の充実	交流の促進	情報基盤の整備融合
	定住促進制度の充実 (再掲)	各種助成制度の周知

第2節 未整備区域の整備促進

【基本方針】

吉備高原都市には、既存整備地区のほかに未整備区域があり、都市としてさらに大きく発展する可能性を秘めています。

新町では、当面は既存整備地区の機能充実に全力で取り組みながら、将来的な未整備区域も含めた吉備高原都市の完成を視野に入れたプロジェクトを推進します。

この取り組みから、新町のイメージを一層高め、次世代に“楽しみ”と“夢”を提供する、「夢のひろがるまち（22世紀の理想郷）」の創造に挑戦します。

【主要施策】

1. 計画的な事業推進

吉備高原都市の存在価値を一層高めるため、県、民間事業者と連携を図りながら、計画的かつ着実に推進します。

2. 夢未来プロジェクトの推進

吉備高原都市を中心とした夢のあるまちづくりに向けて、吉備高原都市と岡山市、倉敷市など主要都市との連携を高める、魅力ある交通システム構想を立案し、構想実現に向けて取り組みます。

また、世代を超えて親しまれているスポーツ、高原の気候や環境に適したスポーツができる環境づくりとして（仮称）吉備高原ボールパーク構想を立案し、民間企業の協力のもと、構想実現に向けて取り組みます。

この夢未来プロジェクトを通じて、地域の一体性を確保するとともに、都市住民との広域的な交流と連携によるまちの活性化を図り、新町のイメージ向上と新たな魅力を創造します。

◇施策一覧

主要施策	施策の展開	施策概要・主要事業
1. 計画的な事業推進	事業推進体制の強化	建設促進協議会の推進、県との連携強化
2. 夢未来プロジェクトの推進	魅力ある交通システム構想の推進	
	(仮称) 吉備高原ボールパーク構想の推進	

第3編 計画推進

第1章 計画推進体制

第1節 協働のまちづくりの推進

【基本方針】

本格的な地方分権の時代を迎えた今日、自分たちのまちづくりを進めるためには、住民・地域・行政の協働体制が最も重要となります。さらに、コミュニティ活動、民間企業、関係団体などとの連携も、多様化する行政ニーズに対応するために必要です。

新町では、住民・地域・行政が三位一体となって自分たちのまちづくりを進める、地域自治活動の活性化と情報の共有化に、重点的に取り組みます。

【主要施策】

1. 地域自治活動の活性化

それぞれの地区で主体的な地域づくりを推進するため、「自分たちのまちは自分たちでつくる」という自治意識の醸成・高揚に努めるとともに、まちづくりや公共施設整備などの計画段階における住民参画・地域参画を積極的に推進します。

また、地域づくりに関連する組織の再編成に取り組みます。

2. 情報共有化の推進

住民・地域・行政の協働によるまちづくりの推進にあたって、個人情報保護に配慮しつつ、適切な情報を早く、正確に、幅広く提供・交換できるよう、広報やインターネットなど、地域や時代に応じた多様なメディアを活用した情報の共有化を推進します。

3. 民間活力の積極的な導入

協働のまちづくりを推進するために、民間企業やコミュニティ団体などとの交流機会を拡充し、相互の情報交換と意志の疎通を図ります。

また、PFI（※）の導入、ボランティア団体などへの事業委託など、行政活動への民間の意欲と能力の積極的な導入を図ります。

※PFI（ピーエフアイ）

公的部門がこれまで提供してきた社会資本の整備を民間資本にゆだねること。この手法により、効果的かつ効率的な社会資本整備が進む。例えば、公共施設を建設する場合、民間企業が建物を整備し、行政がそれを借りて事業を行うなど。

第2節 効率的な行財政運営

【基本方針】

機動的な行政の執行体制を整えるとともに、財源の計画的な配分と効率的な運用により、適正な事業執行と健全な財政運営に努めることが必要です。

新町では、本建設計画に掲げられた施策・事業を着実に推進する体制の確立を図ります。

【主要施策】

1. チェック機能の強化

公平で効率的な行政運営を図るため、行政手続の一層の透明化に努めるとともに、事業評価委員会を設置し、定期的に事業の方向性をチェックします。

また、行政サービスの適正化を推進するため、政策や事業の効率・効果について評価を行う行政評価制度（※）の導入を進めます。

※行政評価制度

政策や事務事業の目標と成果の達成状況の検証、評価を行い、その結果を次の予算編成や事務事業の見直しに反映させるとともに、住民にわかりやすく公表するもの。

2. 効率的・機能的な組織・機構の確立

新町の幕開けにふさわしい、機能的な組織運営に努めるとともに、分野横断的な内部委員会やプロジェクトチームなどを活用し、効率的な行政運営に努めます。

また、行政需要の動向に対応した事務・事業量の把握に努め、職員定数の適正管理と、職員の能力を最大限に発揮する職員の適正配置を行うとともに、能力開発や庁外研修の推進などによる、職員の行政能力の向上に努めます。

3. 地理情報の活用

まちづくりの基礎となる適切な土地利用と、住民のニーズに対応した質の高い行政サービスの推進に向けて、防災・消防、産業振興、都市基盤整備、生活環境保全など、住環境に密着した幅広い分野で、国土調査の成果を活用した地理情報システム（GIS）を導入し、行政サービスの効率化を図ります。

4. 効果的な財政出動

合併効果を最大限に生かした、義務的経費、經常的経費の合理化・適正化を図り、財政の健全性を確保します。民間活力を積極的に導入し、事務事業のスリム化に努めます。

また、将来像の実現に向けて、事業効果、優先度、他事業との整合性などの観点から事業の重点化を図り、計画的かつ効果的な財政出動を行います。

第2章 公共的施設の適正配置

(1) 基本方針

公共的施設の適正配置にあたっては、吉備高原都市と一体となった新町全体の均衡ある発展を前提に、新町の将来展望を踏まえつつ、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分に配慮し、また、現在の公共的施設の有効利用と新町の財政事情を考慮しながら、計画的な適正配置を進めていきます。

適正配置及び統合整備の検討にあたっては、町内の地域バランスや住民の利便性を基本に、地域づくりやコミュニティ活動における機能、歴史的・文化的な価値、施設の安全性や維持管理状況などを総合的に勘案し、住民との十分な協議をもとに進めることとします。

(2) 町役場（庁舎）

新町の事務所は、吉備高原都市の計画区域内に置きます。

ただし、当分の間は、賀陽庁舎を新町の事務所とし、加茂川庁舎、開設する（仮称）新町総合調整事務所との十分な連携を図り、吉備高原都市と一体となった新町全体の均衡ある発展を支えていきます。

なお、住民の利便性の向上と行政運営の合理化・迅速化を図るため、オンラインで庁舎間をネットワーク化するなどの電子自治体づくりを進めます。

(3) その他施設

吉備高原都市と一体となった新町全体の均衡ある発展という方針のもと、「22世紀の理想郷」を展望しながら、地域づくりやコミュニティ活動の活性化、町民同士の交流や都市住民との交流の拡大、安心できる暮らしの実現、少子高齢化社会に対応した教育環境などにおいて、住民や関係機関との十分な協議を踏まえた上で、施設の適正な配置に努めます。

第3章 財政計画

(1) 財政計画の主旨

財政計画は、新町の持続的な発展に向けて新町建設計画に位置付けられた施策を着実に推進するため、今後の財政見通しを明らかにするとともに、長期的なまちづくりを展望し、限られた財源の計画的で効果的な配分による健全な財政運営を図るために策定します。

計画期間は、新町建設計画期間及び合併特例法による財政支援措置期間に対応するため、合併後10年間とします。

(2) 財政計画の考え方

新町においては、新たに定められる定数や人数による人件費総額の削減に加えて、物件費や補助費などの総額の節減が可能になります。一方、合併によって、電算システムの統一や新町の一体感の醸成などを進めるためのハード事業及びソフト事業が必要となることから、国や県は、合併市町村の人口規模などに応じた財政支援措置制度を設けています。

こうした見通しを踏まえて、新町の財政計画策定にあたっては、両町の財政状況(※)と現行の地方財政制度を基本に、歳入については合併に伴う財政支援措置を、歳出については合併に伴う人件費や経費の削減効果、少子高齢化社会における社会福祉関係経費等の推移、新町建設計画に基づく円滑な事業実施に必要な経費などを見通し、また、将来の財政負担なども考慮した上で、新町の財政収支を普通会計で推計しています。

各項目ごとの主な内容は次のとおりです。

※両町の財政状況

平成14年度決算数値をベースに推計を行う。ただし、平成15年度値が見込めるものについては、平成15年度値をベースとして推計を行う。

1) 歳入

○地方税、地方譲与税

地方税及び地方譲与税については、過去の実績推移と各年度の人口推計を踏まえるとともに、固定資産税の評価替時の変動等を勘案しながら、現行税制度を基本にして推計しています。

○交付金、地方特例交付金

交付金及び地方特例交付金については、過去の実績推移と各年度の人口推計を踏まえて推計しています。

○地方交付税

地方交付税については、普通交付税における算定の特例（合併算定替）により算出し、過去からの事業費補正・公債費算入分を勘案し、国の構造改革による影響額を考慮して推計財政基準財政需要額を算出し、それぞれの年度ごとに推計した地方税等による推計基準財政収入額を控除するとともに、特別交付税措置分及び合併特別償還に伴う普通交付税算入分を加算して推計しています。

○分担金・負担金

分担金及び負担金については、過去の実績推移と各年度の人口推計を踏まえて推計しています。

○使用料及び手数料

使用料及び手数料については、過去の実績推移と各年度の人口推計を踏まえるとともに、合併調整方針に伴う住民負担の影響分を見込んで推計しています。

○国・県支出金

国庫支出金及び県支出金については、過去の実績推移を踏まえるとともに、合併市町村補助金等及び新町建設計画に基づく事業による収入分を見込んで推計しています。

○財産収入、寄附金

財産収入及び寄附金については、特殊要因を除く定例的な過去の実績推移を踏まえるとともに、合併後の新町まちづくり基金の利息分を見込んで推計しています。

○繰入金

繰入金については、定例的な実績の推移を踏まえるとともに、（仮称）新町まちづくり基金や財政調整基金からの繰入を見込んで推計しています。

○諸収入

諸収入については、過去の実績推移を踏まえて推計しています。

○地方債

地方債については、減税補てん債（借り換え分を含む）、臨時財政対策債（普通交付税振替額）及び広域水道企業団出資債とともに、新町建設計画事業に基づく事業の合併特例債や通常債等の発行分を見込んで推計しています。

2) 歳出

○人件費

人件費については、合併に伴う特別職職員及び議会議員の減員と、合併後の退職者の補充抑制による一般職職員の減員による削減効果を見込んで推計しています。

○扶助費

扶助費については、過去の実績推移を踏まえるとともに、今後の少子高齢化の影響や、合併調整方針に伴う行政サービスの格差是正等のための経費を見込んで推計しています。

○公債費

公債費については、平成15年度までの借入れに対する合併以降の償還予定額に加えて、新町において新たに見込まれる地方債（合併特例債及び通常債等）に係る償還予定額を見込んで推計しています。

○物件費

物件費については、経常分は増加させないことを前提に、過去の実績推移と各年度の人口推計を踏まえて通常分を推計し、その上に、合併による事務経費削減効果及び臨時経費（常備消防を含む）を見込んで推計しています。

○維持補修費

維持補修費については、過去の実績推移を踏まえるとともに、経年による老朽化といった新町における行財政財産等の管理状況等を勘案して推計しています。

○補助費等

補助費等については、過去の実績推移を踏まえるとともに、合併調整方針に伴う行政サービスの格差是正等のための経費を見込んで推計しています。

○積立金

積立金については、過去の実績推移を踏まえるとともに、合併後の新町まちづくり基金の造成による積立及び後年度の公債費負担対策として減債基金への積立並びにこれらの基金に係る利息分積立を見込んで推計しています。

○出資金、貸付金

出資金及び貸付金については、過去の実績推移を踏まえて推計しています。

○繰出金

繰出金については、過去の実績推移を踏まえた上で、国民健康保険、老人保健及び介護保険事業にあつては制度改正の影響を、また、水道（簡易水道を含む）及び下水道事業にあつては新町建設計画に基づく所要の事業費を見込んで推計しています。

○普通建設事業費

普通建設事業費については、経常的な普通建設事業費とともに、新町建設計画に基づく事業について、中期的な財政収支を勘案しながら推計しています。

(3) 財政計画

【歳入】

(単位：百万円)

区 分	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
地方税	1, 177	1, 177	1, 152	1, 156	1, 159	1, 148	1, 151	1, 155	1, 133	1, 137	1, 141
地方譲与税	196	196	196	196	196	196	196	196	196	196	196
交付金	214	212	210	209	208	206	205	204	202	201	199
地方特例交付金	31	31	31	31	31	31	31	31	31	31	31
地方交付税	4, 311	4, 189	4, 077	3, 958	3, 990	4, 046	4, 027	4, 060	4, 104	4, 138	4, 171
分担金・負担金	34	34	33	33	33	35	32	31	31	30	30
使用料及び手数料	163	161	159	156	154	152	150	148	145	143	141
国・県支出金	1, 538	1, 593	1, 498	1, 335	1, 131	1, 019	983	968	905	901	901
財産収入	15	15	16	16	16	16	16	16	16	16	16
寄附金	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
繰入金	274	44	123	256	83	22	5	5	5	5	5
諸収入	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120
地方債	2, 102	2, 138	1, 085	1, 137	1, 133	1, 080	1, 106	1, 973	1, 008	1, 068	1, 089
歳入合計	10, 180	9, 915	8, 705	8, 608	8, 259	8, 076	8, 027	8, 912	7, 901	7, 991	8, 045

【歳 出】

(単位：百万円)

区 分	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
人件費	1,953	1,908	1,939	1,928	1,907	1,881	1,811	1,765	1,764	1,710	1,670
扶助費	371	367	362	357	352	348	343	338	333	328	323
公債費	1,635	1,381	1,382	1,391	1,423	1,480	1,433	1,461	1,502	1,533	1,560
物件費	1,453	1,276	1,213	1,197	1,180	1,163	1,147	1,132	1,116	1,100	1,084
維持補修費	57	57	57	57	57	57	57	57	57	57	57
補助費等	1,694	1,470	1,443	1,392	1,290	1,262	1,238	1,209	1,167	1,132	1,156
積立金	1	1,000	1	1	1	1	25	52	191	306	280
出資金	166	109	1	1	21	18	28	0	11	0	0
貸付金	27	27	27	27	27	27	27	27	27	27	27
繰出金	941	969	1,017	1,037	1,050	1,064	1,054	1,052	1,043	1,012	985
普通建設事業費	1,882	1,351	1,263	1,220	951	775	864	1,819	690	786	903
歳出合計	10,180	9,915	8,705	8,608	8,259	8,076	8,027	8,912	7,901	7,991	8,045